

知的財産戦略の進展状況

- 知財関連法案の成立状況(2004年) ・ 1
- コンテンツ分野の進展状況 ・ ・ ・ 2
- 大学における取組 ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 広がる都道府県知的財産戦略 ・ ・ ・ 6
- 知的財産戦略の普及啓発について ・ 7

2004年12月16日

知的財産戦略推進事務局

知財関連法案の成立状況(2004年)

(前通常国会で成立)

- 知的財産高等裁判所設置法(05年4月1日施行)
- 裁判所法等の一部を改正する法律(05年4月1日施行)
- 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律
(05年4月1日施行(一部を除く))
- 著作権法の一部を改正する法律(05年1月1日施行)
- 関税定率法等の一部を改正する法律(04年4月1日施行)
- 破産法(05年1月1日施行)
- コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律
(議員立法・04年6月4日施行(一部を除く))
- 消費者保護基本法の一部を改正する法律(議員立法・04年6月2日施行)

(臨時国会で成立)

- 信託業法(04年11月26日成立)

知的財産権の信託を可能とする

金融機関以外の信託業参入を可能とする

コンテンツ分野の進展状況

○ 日本ブランドワーキンググループ(牛尾治朗座長)の開催

【開催趣旨】

日本の将来にとって重要なファッション、食、地域ブランドの振興を図るとともに、これらを活用することにより、新しい時代にふさわしい日本ブランドを構築するための諸方策を検討するため、日本ブランドワーキンググループを開催。

【スケジュール】

第1回 11月24日。今後、3回程度の検討を行い2005年2月頃に中間まとめを行う予定。

○ コンテンツビジネス改革のロードマップ(別添)

知的財産推進計画2004に定めるコンテンツ施策について、2006年度末までの関係府省及び民間が取り組むべき事項などを具体化。

コンテンツ分野の進展状況

○ 第17回東京国際映画祭の開催(10月23日～31日)

- ・総動員数 176,000人(昨年 131,000人)
- ・映画国際取引市場、ゲーム・コミックフェア等の同時開催。

○ 大学等における人材養成

映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツビジネスに係るプロデューサーや創作者等の専門的な人材育成の強化

デジタルハリウッド大学院(コンテンツ専門職大学院)(4月開始)

慶応義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構(7月開始)

東京大学情報学環コンテンツ創造科学産学連携教育プログラム(10月開始)

東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻(来年4月予定)

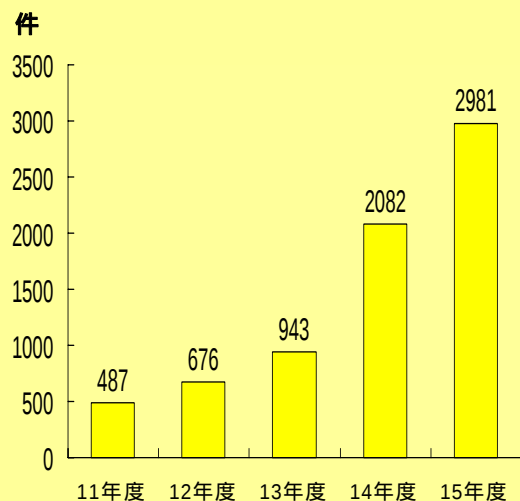
○ 映像産業振興機構

映画、放送番組など映像コンテンツの制作を支援する民間機関を、経団連主導で設立の動き

大学における取組

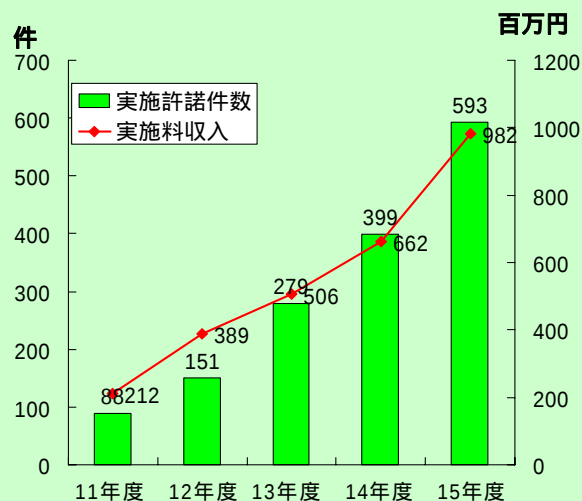
大学等の特許出願件数

大学等の国内特許出願件数の推移
(平成11年度→平成15年度で6.1倍)



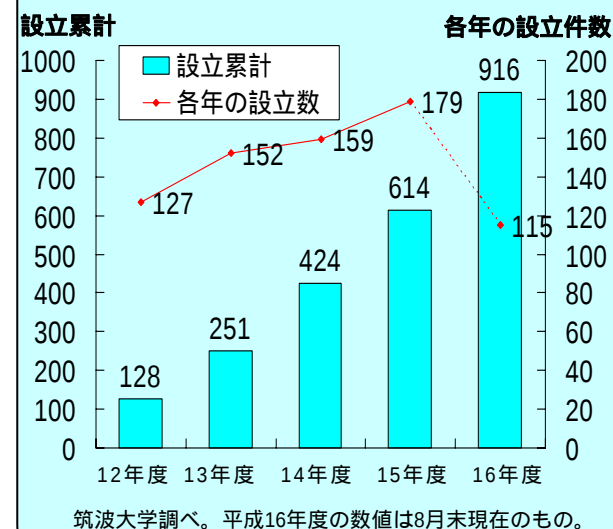
大学等の特許実施許諾件数 及び実施料収入

大学等の実施料収入の推移
(平成11年度→平成15年度で
実施許諾件数は4.6倍、
実施料収入は6.7倍)



大学発ベンチャー数

大学発ベンチャー設立数の推移
(平成12年度以降毎年100社
以上設立)



「大学等の特許出願件数」及び「大学等の実施許諾件数及び実施料収入」については、文部科学省資料(国立大学等の国有特許分)及び経済産業省資料(承認TLOに係る特許分)により合算して算出。

大学における取組

大学における発明ルールの整備状況

- 大学等機関における学内ルールの整備状況（大学知的財産本部整備事業（４３件）の状況調査：平成１６年６月より）
 - ・「知的財産ポリシー」：３５件で整備済。残り８件は平成１６年度中に整備予定。
 - ・「職務発明関係規定」：４０件で整備済。残り３件は平成１６年度中に整備予定。
 - ・「利益相反ポリシー」：１９件で整備済。残り２４件は平成１６年度中に整備予定。

知的財産専門職大学院の設置(予定)

- 平成１７年４月から東京理科大学及び大阪工業大学において、知的財産専門職大学院を設置予定。
 - ・東京理科大学総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻
入学定員８０名、昼夜開講制の２年コース、同大学MOTとの連携・融合教育を実施
 - ・大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻
入学定員３０名、昼夜開講制の２年コース、土曜日にはこのほか弁理士受験特別講座を開講。

広がる都道府県知的財産戦略

知財戦略を策定中・策定予定の都道府県(15地域)

【04年度予定(11地域)】

○福島県 ○栃木県 ○茨城県 ○群馬県 ○埼玉県 ○千葉県
○長野県 ○新潟県 ○福井県 ○佐賀県 ○長崎県

【05年度予定(2地域)】

○石川県 ○滋賀県

【時期未定(2地域)】

○奈良県 ○鳥取県

策定中・策定予定であるため、今後、変更される場合があります。

策定済

策定中
策定予定

北海道

北海道知的財産戦略推進方策検討委員会(03年8月)

北海道知的財産戦略推進方策
(04年7月)

北海道ブランドの確立(食品等)

秋田県

秋田県知的財産戦略(03年3月)
県有特許の技術移転と活用

東京都

東京都知的財産活用本部(03年3月)
中小企業の知的財産活用のための東京戦略(03年8月)
自社にしかない知的財産で戦う!
知的財産総合センターの設置
東京国際アニメフェア

愛知県

愛知知的財産戦略会議(03年6月)
あいち知的財産創造プラン(04年3月)
「ものづくり」と「知恵づくり」を集積
あいち発明の日制定
愛知ブランド認定制度を新設

大阪府

大阪府知的財産戦略指針策定委員会(03年8月)
大阪府知的財産戦略指針(04年2月)
知財を活用した中小・ベンチャー振興

島根県

島根県知的財産活用戦略策定委員会
島根県知的財産活用戦略(03年3月)
知的財産活用ネットワークの形成と
しまね型TLOの設置

福岡県

農作物知的財産戦略研究委員会
農産物知的財産戦略(03年3月)
19県と違法農作物被害情報ネットワーク

知的財産戦略の普及啓発について

知的財産推進計画説明会

207箇所で開催 (平成16年12月16日現在)

説明会参加者
約30,000人

後援名義
10件

中国・四国地区: 12件

- 大学 (徳島大、山口大)
- 特許流通フェア (広島(2)、四国)
- 産学官コーディネーターセミナー (岡山、山口)
- IT (広島、愛媛)
- クラスター (山口)
- 発明協会広島県支部

九州・沖縄地区: 14件

- 大学 (大分大、熊本大、宮崎大)
- 特許流通フェア (北九州(2)、沖縄(2))
- 産学連携学会
- 宮崎県産学官交流会
- IT (福岡、鹿児島、沖縄)
- 知的財産セミナー (鹿児島、福岡)

近畿地区: 26件

- 大学 (京都大(2)、神戸大、奈良先端大、立命館大)
- 特許流通フェア (大阪、神戸)
- IT (大阪)
- クラスター (神戸、京都、けいはんな)
- 知財計画説明会 (大阪)
- 関西経済連合会
他 各種団体 6件

東北地区: 7件

- 東北大学
- 特許流通フェア (仙台、郡山)
- IT (仙台)
- クラスター (仙台、岩手)
- 他 各種団体 1件

中部地区: 16件

- 大学 (金沢大、名古屋市立大)
- 特許流通フェア (名古屋(2))
- 愛知発明の日
- 産学官連携シンポジウム (信州)
- 経済連合会 (中部、北陸)
- IT (信越、北陸、名古屋)
- クラスター (浜松、長野上田)
- 他 各種団体 3件

北海道地区: 6件

- 北海道大学
- 特許流通フェア (札幌)
- 産学官連携推進実行委員会
- 知的財産戦略推進懇談会
- 知財戦略タウンセミナー
- IT (札幌)

海外: 8件

- WIPO一般総会 (ジュネーブ)
- WIPO政策諮問委員会 (ルーマニア)
- 国際知的財産会議 (パリ)
- OECD (中国、パリ(2))
- TRIPSシンポジウム (ブラスセル)
- 世界模倣品撲滅会議運営委員会 (ローマ)

関東地区: 118件

- 大学 (東大(2)、日本大、東工大、慶応大(2)、横浜国大、東京医科歯科大、金沢工大、早稲田大 他)
- 特許流通フェア (東京(2))
- 日本弁理士会(2)
- 日本経団連(2)
- 不正商品対策協議会シンポジウム
- 東京都行政書士会フォーラム
- 日経知財フォーラム(2)
- 日経産業新聞フォーラム
- 他 各種団体 97件

コンテンツビジネス改革の ロードマップ(ポイント)

2004年12月

知的財産戦略推進事務局

ロードマップの位置付け

知的財産戦略本部

コンテンツビジネス振興政策

知的財産推進計画2004

ロードマップ

【手続】

政府部門：知的財産戦略推進事務局が関係府省の取組を整理

民間部門：経団連が関係する民間機関等の取組を整理

【内容・意義】

推進計画第4章に定めるコンテンツ施策の**3年間(2006年度末まで)の方針を具体化**

業界の近代化・合理化の支援

教育や啓発の充実

資金調達手段の多様化

海外展開の拡大と海賊版対策の強化

コンテンツ制作等へのインセンティブ付与

ブロードバンド等を活用した事業展開の推進

人材育成の強化

地域等の魅力あるコンテンツの保存発信強化

コンテンツ関連技術の高度化

コンテンツ促進法の的確な運用

人材の発掘と顕彰

毎年度点検・取組を促進

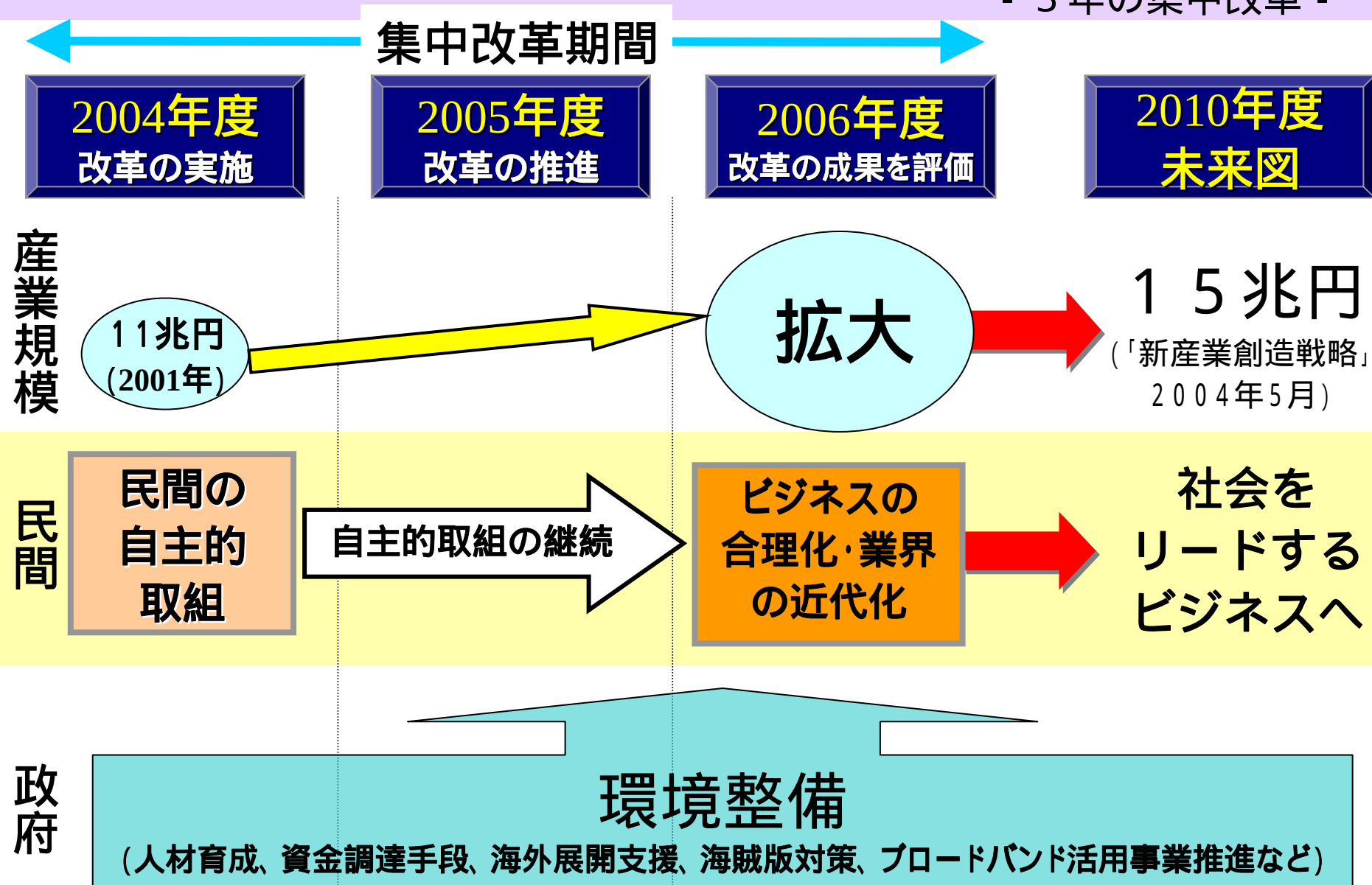
政府部門

民間部門

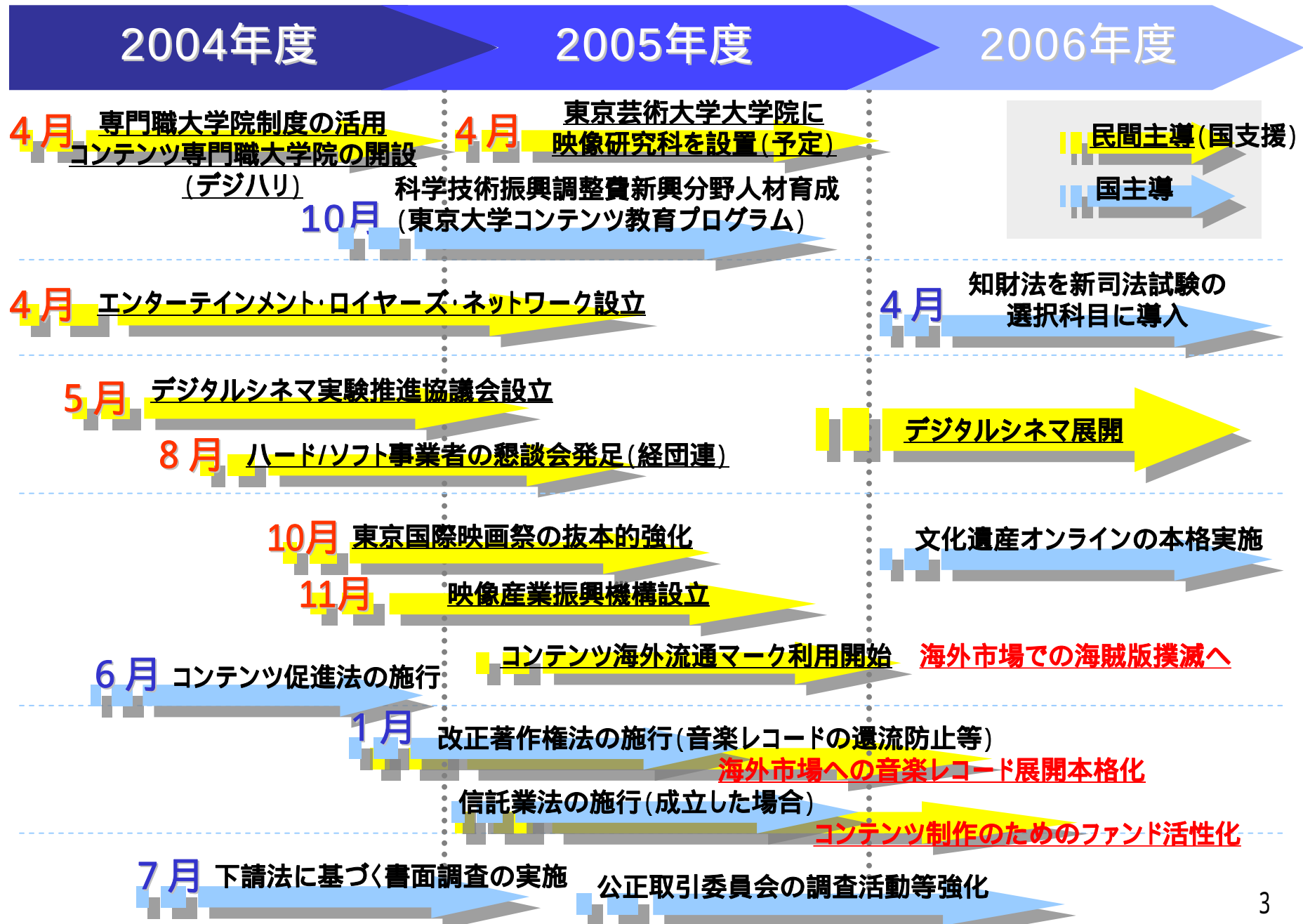
ロードマップに沿って着実に改革に取り組む

コンテンツビジネスの飛躍的拡大の道筋

- 3年の集中改革 -



主要な取組のロードマップ



コンテンツビジネス改革の ロードマップ

2 0 0 4 年 1 2 月

知的財産戦略推進事務局

目 次

はじめに-----	1
1．業界の近代化・合理化を支援する-----	3
2．資金調達手段の多様化を図る-----	14
3．コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブを----- 付与する	17
4．人材育成を強化する-----	18
5．コンテンツ関連技術の高度化を図る-----	30
6．人材の発掘と顕彰を実施する-----	35
7．教育や啓発の充実に努める-----	37
8．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る-----	41
9．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する-----	51
10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る-----	90
11．コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案を的確に----- 運用する	100

はじめに

（我が国コンテンツビジネスを取り巻く状況）

- 映画、アニメ、ゲーム等我が国のコンテンツは、世界的に高い評価を受けているが、これまでは、共通した理念の下に関係者が一致団結して、その振興に取り組んできたとは言えなかった。
- こうしたこともあり、コンテンツビジネスの規模は11兆円に上るが対GDP比でみると2%であり、これは国際平均の3%をも下回る状況となっている。
- しかし、コンテンツビジネスは規模が大きく、関連する産業が幅広いことから、我が国経済の牽引役として期待されるばかりでなく、ソフトパワーとして海外における我が国のイメージ向上に大きな役割を果たすものであり、国家戦略を考える上で重要である。

（コンテンツ専門調査会の検討）

- このような認識の下、知的財産戦略本部では、昨年7月、関係各方面の有識者により構成されるコンテンツ専門調査会を置き、コンテンツビジネス振興に係る課題に関する調査・検討を行った。
- コンテンツ専門調査会は、コンテンツビジネス振興に係る課題について、参考人からの意見聴取も含めた5回にわたる検討のほか、一般からの意見募集等を重ねて、本年4月には、「コンテンツビジネス振興政策」をとりまとめている。
- コンテンツビジネス振興政策では、業界の近代化・合理化の支援など3つの目標と10の改革を示すとともに、今後3年間を集中的に施策を実施する「集中改革期間」として設定し、そのためのロードマップを作成する旨を提言している。

（知的財産推進計画2004）

- これを踏まえ、知的財産戦略本部では、本年5月に決定した「知的財産推進計画2004」において、コンテンツビジネス振興施策で示されたコンテンツビジネスの改革のために必要な事項を施策として反映させるとともに、今後3年間の改革を実効あるものとするため、改革に向けたロードマップを作成する旨等を定めている。

- これを受けて、今般、知的財産戦略推進事務局は、関係する民間機関及び関係府省の協力を得て、知的財産推進計画２００４第４章に定めるコンテンツ関連施策について、２００６年度末までの取組をさらに具体化する「コンテンツビジネスの改革のロードマップ」を整理した。

（ロードマップの実施）

- コンテンツビジネスの振興は官民一体となって施策を展開することが重要であるが、こうして整理した「ロードマップ」により、今後は、国を挙げて改革を実施する態勢が整えられたこととなる。
- 関係する民間機関等及び関係府省は、このロードマップに沿って、一致団結して、２００６年度末までの集中改革期間において、先送りすることなく初年度から積極的に改革に取り組むことが求められる。

（ロードマップの見直し）

- 我が国の知的財産を取り巻く環境は絶えず変化しており、このため、ロードマップは不断に見直されるべきものである。特に、この分野は技術革新が急激であり、社会経済の動向を踏まえ、様々な可能性に対し柔軟かつ迅速に対応していくことが適切であり、また、それが必要である。
- また、推進計画の見直しによりコンテンツ関連施策の追加・拡充等を行ったときは、これらに関して２００６年度末までの取組をさらに具体化するものであるロードマップについても、当然見直すべきものである。
- 知的財産戦略推進本部にあっては、関係する民間機関等及び関係府省の取組の促進を図るとともに、目標の達成状況について毎年度点検を行う。

（期間終了後における施策の評価）

- 集中改革期間の終了時においては、知的財産戦略本部は、ロードマップを参照し、各施策の達成状況について評価し、コンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けて、官民一体となった更なる取組の展開に資するものとする。

分野	1．業界の近代化・合理化を支援する (1) 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	) 漫画家等のコンテンツ創作者と流通事業者などの間の契約について、関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、漫画家等のコンテンツ創作者と流通事業者などの間の契約について、関係省庁におけるヒアリング等に協力するとともに、関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向け努力する。 ・ コンテンツ制作者と流通事業者間の契約形態について、関係者から状況を聴取するとともに、これらの契約の実態把握について、経済産業省における取組に協力する。(文部科学省) ・ コンテンツ制作者と流通事業者間の契約形態について、関係者にヒアリング、調査等を実施し、文部科学省と協力し、関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善、透明化を図る。(経済産業省)	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （１）契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	）放送番組については、２００４年度も引き続き、放送事業者の策定した制作委託に関する自主基準（「番組制作委託取引に関する民放連指針」など）の遵守徹底を促進するとともに、２００４年３月に関係者の共通理解を得て取りまとめられ、契約による著作権の扱いを公正な協議により取り決める等の内容も盛り込まれている「放送番組の制作委託に係る契約見本」の活用状況のフォローアップを促すことにより、制作体制の公正性や透明性をより一層高めるための自主的な取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 - 放送事業者は、制作委託に関する自主基準を遵守するとともに、制作体制の公正性や透明性をより一層高めるべく、自主的な取組に努める。 「ブロードバンド時代における放送番組制作検討会」において、放送事業者の策定した制作委託に関する自主基準のフォローアップにより遵守徹底を促進するとともに、「放送番組制作委託に関する契約見本」の活用状況についてのフォローアップを促すことにより、制作体制の公正性や透明性をより一層高めるための自主的な取組を奨励する。（総務省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （１）契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	）著作権の所在を明確にし、様々な二次利用に対応した多様な契約形態慣行が定着するよう、２００２年にとりまとめられた「アニメモデル契約」の活用の奨励や先進的な海外の契約例の調査等を実施する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本動画協会等は、関係会合においてアニメモデル契約の紹介・普及を行う。 ・ マルチユースが進んでいる海外コンテンツの契約事例等の調査等の実施、２００２年に策定した「アニメモデル契約」のＨＰ等を通じた活用の奨励等を通じ、著作権の所在を明確にし、様々な二次利用に対応した多様な契約形態慣行の定着を図る。（経済産業省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （１）契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	）コンテンツの制作委託契約については、２００４年以降、必要に応じて、著作権の所在や扱いにおける問題を含めた下請代金支払遅延等防止法に係る書面調査を行うとともに、取引慣行の改善や透明化に向けた関係者の自主的な取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会において、民間関係団体・事業者に対し、改正下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底するため、説明会等を開催する。 ・ コンテンツの制作に係る下請取引について、下請代金支払遅延等防止法に違反する行為を発見し、これを是正するため、２００４年度から書面調査を実施する。（公正取引委員会） ・ 「ブロードバンド時代における放送番組制作検討会」において、放送事業者の策定した制作委託に関する自主基準のフォローアップにより遵守徹底を促進するとともに、「放送番組制作委託に関する契約見本」の活用状況についてのフォローアップを促すことにより、制作体制の公正性や透明性をより一層高めるための自主的な取組を奨励する。（総務省） ・ 改正下請取引遅延等防止法について、関係事業者に対し、講習会、相談窓口での対応等を通じて、改正後の内容の周知に努めるほか、同法に基づき、書面調査を行うと共に、指導を行う等同法の厳正な運用を行うことにより、関係者の自主的な取組を奨励する。（経済産業省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （１）契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	）２００４年度も引き続き、興行収入等の透明化を図る観点から、実際の映画館を活用して実証実験を行うなど、簡易ＰＯＳ型発券業務管理システムの導入を容易にするための施策を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 映画配給・興行等に関する民間関係団体は、政府の行うヒアリングに協力し、映画館を活用したＰＯＳシステム導入促進のための実証試験に積極的に協力を行う。試験結果を受けて、民間事業者は、国の支援を得つつ、システム構築のためのインフラ整備を進める。 ・ 映画館に対し、簡易ＰＯＳ型発券業務管理システムの適切な導入方法について、業界の有識者及び関係者に対し、ヒアリングを行うとともに、映画館を活用したＰＯＳシステム導入促進のための実証試験を行うなどの施策を講じる。（経済産業省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （２）経営、法務、財務などにおける専門人材の活用を奨励する
政策項目	）２００４年度から、法律や財務、営業などの専門知識に加え、コンテンツビジネスに関する経営感覚を併せ持つ者の活用を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 経済産業省策定のプロデューサーカリキュラムテキストについて、大学院、大学での指導方法の伝達を行うほか、同様のレベルで講師人材の育成を行う。また、各教育実務担当者の連絡会を持つことによりノウハウの共有化を行うほか、民間事業者の社内研修等への活用を図るため、関係団体においてセミナー、シンポジウムの開催により、講座の紹介・プロデューサー人材の普及啓蒙活動を行う。 ・ 経済産業省策定のプロデューサーカリキュラムテキストの各大学等への提供を図り、コンテンツビジネスに関する経営感覚を併せもつ専門家の育成を支援する。（経済産業省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （２）経営、法務、財務などにおける専門人材の活用を奨励する
政策項目	）２００４年度から、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の活用など、法律家と事業者や創作者などとの交流活動を奨励・支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会において、民間関係団体・事業者と法律家・公認会計士との会合を開催し、交流を図るとともに、民間関係団体・事業者の求めに応じて必要な専門家の紹介を行う。各事業者は、関係省庁の支援を受け、法律家との交流に積極的に取り組む。 ・ 民間関係団体等における取組について、適切に協力する。（文部科学省） ・ エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク（５月２２日設立シンポジウム）の立ち上げにあたっては、知的財産戦略本部、文化庁と共に後援を行った。また、今後、各種交流活動を支援すべく、コンテンツ人材育成コーディネート事業の検討を開始する。（経済産業省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （３）独占禁止法等の厳正な運用により競争政策を充実させる
政策項目	）２００４年３月に改定した役務取引ガイドライン及び２００３年に改正された下請代金支払遅延等防止法の普及啓発に努めるとともに、２００４年度中にコンテンツ制作に係る下請取引を行う事業者に対して書面調査を実施する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会において、民間関係団体・事業者に対し、改正下請代金支払遅延等防止法の遵守を呼びかける。 ・ コンテンツ制作に携わる事業者、事業者団体等からの役務取引ガイドライン及び下請代金支払遅延等防止法に係る説明会への講師派遣等に積極的に対応するとともに、コンテンツ制作に係る下請取引において同法に違反する行為を発見し、これを是正するために、２００４年度から書面調査を実施する。（公正取引委員会） ・ 改正下請取引遅延等防止法について、関係事業者に対し、講習会、相談窓口での対応等を通じて、改正後の内容の周知に努めるほか、同法に基づき、書面調査等を行い、違反事業者に対し指導を行う等、同法の厳正な運用を行う。（経済産業省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （３）独占禁止法等の厳正な運用により競争政策を充実させる
政策項目	）コンテンツ業界における独占禁止法違反を迅速に発見するため、必要な審査専門官の確保など知的財産タスクフォース（知的財産の専門チーム）の体制を整備することにより、公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化を図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会において、コンテンツ業界における独占禁止法遵守を促すため、適宜、説明会等を開催する。 ・ 知的財産タスクフォースを一層活用し、重点的に知的財産権分野における違反に対し迅速かつ厳正に対処する。（公正取引委員会） 2005年度以降 同タスクフォースについて、必要な審査専門官の確保を行うなど体制の整備を図り、同分野の独占禁止法違反行為の迅速な発見など公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化を図る。（公正取引委員会）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （３）独占禁止法等の厳正な運用により競争政策を充実させる
政策項目	）２００４年度も引き続き、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に係る相談対応の充実を図るとともに、両法に違反する行為に対して、両法の厳正かつ迅速な適用を図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会において、コンテンツ業界における独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の遵守を図るため、適宜、説明会等を開催する。 ・ 独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体からの相談に積極的に対応するとともに、適切な指導を行う。また、同法に違反する行為を発見した場合には、厳正かつ迅速に対処する。 さらに、下請代金支払遅延等防止法違反の未然防止を図るため、コンテンツ制作に携わる事業者、事業者団体等からの相談に積極的に対応するとともに、２００４年度からコンテンツ制作に係る下請取引を行う親事業者に対して書面調査を実施し、同法に違反する行為を発見した場合には、厳正かつ迅速に対処する。（公正取引委員会） ・ 改正下請取引遅延等防止法について、関係事業者に対し、講習会、相談窓口での対応等を通じて、改正後の内容の周知に努めるほか、同法に基づき、書面調査等を行い、違反事業者に対し指導を行う等、同法の厳正な運用を行う。（経済産業省）	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （４）弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する
政策項目	２００４年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用ＣＤ等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度以降 ・ 日本書籍出版協会、日本レコード協会はじめ関係団体は、再販制度の弾力的運用等、消費者利益の向上を目指した自主的な取組を行う。 ・ 関係業界に対して、非再販商品の発行・流通の拡大、価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請している。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方策を検討するなど、著作物の流通についての意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を開催する。（第４回著作物再販協議会を２００４年６月３０日に開催）（公正取引委員会） ２００４年度 ・ ２００４年１月の文化審議会著作権分科会及び著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議等を踏まえ、再販制度について消費者保護の観点から一層の弾力的運用に努めるよう、様々な機会を通じて関係団体等における自主的な取組を促進する。（文部科学省） ・ 著作権法改正に伴い音楽ＣＤ等の環流防止措置が導入されたことに伴い、商業用レコードの国内価格の変動、海外での邦楽レコードの販売状況、環流防止措置の対象となった商業用レコードの日本国内での販売状況等について、消費者への利益還元の観点からの実態の把握を行う。また、再販制度について一層の弾力的運用に努めるよう、関係団体等における自主的な取組を促進する。（経済産業省）	

分野	2．資金調達手段の多様化を図る (1)「完成保証制度」の充実を図る
政策項目	「完成保証制度」による資金調達スキームの活用を図るべく、2004年度中に、関係金融機関等に働きかけるとともにその運用に伴って顕在化する問題点等について検証を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - 日本経済団体連合会は関係団体と協力し、住宅保証機構による住宅完成保証制度と同様の映画完成保証制度について検討する。 - 完成保証制度に関する関係省庁の検討を踏まえ、各種会議等を通じて、日本政策投資銀行の融資制度として2004年度より創設された「知的財産有効活用支援事業」の積極的な活用を促進する。(総務省) - 完成保証制度に関する関係省庁の検討に協力するとともに、各種会議等を通じて、日本政策投資銀行の融資制度として2004年度より創設された「知的財産有効活用支援事業」の積極的な活用を促進する。(文部科学省) - 日本政策投資銀行の融資制度として2004年度より創設された「知的財産有効活用支援事業」の積極的な活用を促進するとともに、完成保証制度による資金調達スキームの活用に向け、運用に伴う問題点等について、引き続き検証を行う。(経済産業省) 2005年度 - 必要に応じ、所要の措置を講ずる。(総務省、財務省、文部科学省) 「完成保証制度」による資金調達スキームの運用に伴って顕在化する問題点等についての検証を基に、必要に応じ、所要の措置を講ずる。(経済産業省)	

分野	２．資金調達手段の多様化を図る （２）商品ファンド法による「映画ファンド」等に関する規制緩和の評価等を行う
政策項目	映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、２００４年３月、ファンド組成に係る人的構成要件の緩和が図られたところであるが、商品ファンド法を活用した資金調達が一層進展するよう、その効果について評価を行うとともに、それを踏まえて、２００４年度中に制度の見直しについて検討する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会は、商品ファンド法を活用した資金調達の活用に向け、制度の課題を整理し、政府における検討の材料として提供する。 ・ ２００４年３月に実施したファンド組成に係る人的構成要件の緩和について、その後の申請状況等からその効果について評価するとともに、それを踏まえて、コンテンツ産業の資金調達手段として信頼性の向上及び投資家保護の観点から、制度の問題点を抽出し、現行制度の見直しについて検討する。（金融庁、経済産業省）	

分野	２．資金調達手段の多様化を図る （３）コンテンツに対する評価手法の確立や情報開示などを促進する
政策項目	映画等のコンテンツの制作・投資を促進するため、諸外国の制度も参照しつつ、コンテンツに対する評価手法の確立やディスクロージャー（公開手法）方法の体系化などの環境整備について、２００４年度も引き続き、検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 知的財産権投資協議会(民間の協議会)において、コンテンツに対する評価手法やディスクロージャー（公開手法）方法の体系化に向けて、今年度中に検討結果を取りまとめる。 ・ 映像等のコンテンツの創作に必要な資金を一般投資家を含め幅広い分野から調達するため、創作しようとするコンテンツに対する評価手法の確立など著作物の流通促進を目的とした調査研究を行い、来年３月を目途に研究成果をとりまとめ、公表予定。（文部科学省） ・ 知的財産権投資協議会（民間の協議会）において今年度取りまとめられる予定である検討結果を参考に、引き続き評価手法や情報開示手法の体系化に向けた検討を行う。（経済産業省） ２００５年度 ・ 調査研究を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講ずる。（文部科学省） ・ 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。（経済産業省）	

分野	３．コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブを付与する
政策項目	コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブについて、２００４年中に検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会はコンテンツの資金調達・制作・処分・流通・提供の実態に即したコンテンツ産業支援のために必要な税制改正要望を取りまとめ、政府における検討材料を提供し、要望の実現に向けた説明等を積極的に実施する。 ・ 民間等の検討状況を踏まえ、コンテンツの制作・投資等を促進するための税制改正要望等について検討を行い、「地上放送施設デジタル化促進税制」における放送番組制作事業者への税制支援措置の延長を要求。（総務省） ・ 魅力ある日本映画・映像の創造等を図る「日本映画・映像」振興プラン等を推進するなど、インセンティブを付与するための取組を推進する。（文部科学省） ・ コンテンツ関連の税制改正要望等について検討するなど、コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブ付与についての検討を行う。（経済産業省）	

分野	4．人材育成を強化する (1)「コンテンツ人材(プロデューサーや創作者等のコンテンツに関係する人材)」を育成する
政策項目	) 2004年度も引き続き、「コンテンツ人材」の育成に向けて、専門職大学院(法科大学院を含む)その他大学における自主的取組(組織の設置などを含む)への支援を一層充実するとともに、当該機関に対し、海外の人材育成機関との提携を推奨するほか、大学と産業界の連携・協力の促進など、大学における教育の充実のための環境整備を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - 日本映画製作者連盟、日本映像職能連合会、日本動画協会等の関係団体において、大学との連携を強化し、企業の実務スタッフ・OB等の派遣や実験的なインターンの受入れ等を実施する。また、海外の大学等との連携を行うことを民間レベルで促進する。 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」において、各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題(テーマ)に対応した取組で、各大学等で今後に向けて計画されるものを対象に、特色ある優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに財政支援を実施。募集テーマの1つに「知的財産関連教育の推進」を設定(知的財産・コンテンツに関する適切な技術及び知識を有する人材養成の取組を選定)。「法科大学院等専門職大学院形成支援経費」において、法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトを、国公私を通じた競争的環境の中で選定し、重点的な財政支援を実施。海外の人材育成機関との提携や大学と産業界の連携・協力について、2004年5月に決定された「知的財産推進計画2004」を、文書や各種会議での説明を通じて周知することにより、各大学におけるこれらの取組を促す。 - 映画関係団体等が大学等の学校や製作現場と連携して行う人材育成事業に対して支援を行い、映画製作の各過程を担う専門性の高い職能人材の育成を図る。また、映画・メディア芸術分野の人材育成や研究活動を行っている大学等を対象に、関係省庁の協力のもと、「映画・メディア芸術に関する会合」を開催(2004年5月に実施済)。(文部科学省)	

- ・ コンテンツプロデューサーテキストの各大学等の授業への提供を図るほか、大学等からの要請に応じ、産業界からの講師の紹介等による支援を行う。(経済産業省)

分野	4．人材育成を強化する (1)「コンテンツ人材(プロデューサーや創作者等のコンテンツに関係する人材)」を育成する
政策項目	)センスと技能に恵まれた若いプロデューサーや創作者が海外の先進事例に触れ、自らの才能を存分に伸ばすことができるよう、2004年度も引き続き、海外留学や海外研修を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、政府による助成制度と企業内制度を活用しつつ、前途有為な人材の海外留学や海外研修を実施し、海外との実務現場に対する企業派遣等を推進する。 ・ 新進芸術家海外留学制度において、メディア芸術等の新進芸術家等の海外留学を支援することにより、実践的な研修を実施。(文部科学省) ・ コンテンツプロデューサー育成のため、産業界(国内外問わず)の識者を招聘し、セミナー、シンポジウムを開催。海外有識者を紹介することで、海外研修の際等の人脈形成に資する。(第1回：7月5日開催、第2回：10月26日)(経済産業省)	

分野	4．人材育成を強化する (1)「コンテンツ人材(プロデューサーや創作者等のコンテンツに関係する人材)」を育成する
政策項目	創作者等の動機や能力を高めるため、2004年度も引き続き、世界の第一線で活躍するプロデューサーや創作者等を招聘し、セミナー、シンポジウムなどを開催する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体・事業者は、政府による助成のもとに、海外で活躍するプロデューサーや制作者等をゲストとするセミナー、シンポジウムなどを開催することにより、よりコンテンツの国際展開を意識した、海外で通用するコンテンツクリエイター、プロデューサーを育成しそのネットワークを構築する。 ・ 所管団体主催の人材研修事業における一流のプロデューサーの招聘について、所管団体との調整を進める。(総務省) ・ 優秀指導者特別指導助成事業において、メディア芸術等の分野における世界のトップクラスの指導者を海外から招へいし、我が国におけるメディア芸術等の一層の向上を図る。(文部科学省) ・ コンテンツプロデューサー育成のため、産業界(国内外問わず)の識者を招聘し、セミナー、シンポジウムを開催。(第1回：7月5日開催、第2回：10月26日)(経済産業省)	

分野	4．人材育成を強化する (1)「コンテンツ人材(プロデューサーや創作者等のコンテンツに関係する人材)」を育成する
政策項目	)ブロードバンドの普及が飛躍的に加速する中、高品質なデジタルコンテンツを制作する優れたプロデューサーや創作者の養成や技能向上を図るため、2004年度に、人材育成のための支援を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・民間事業者は政府のプログラムを積極的に活用し、既存の流通環境にとらわれない、ブロードバンド関連インフラを基盤とした新しいコンテンツ流通において活躍するコンテンツ人材の育成に努める。また、そのための最新技術、ビジネスモデルの普及啓蒙活動を行う。 ・科学技術振興調整費のプログラム「新興分野人材養成」において、課題を公募、採択(2004年5月)し、国際競争力を持つコンテンツ産業育成のために、以下の様な人材の育成を行う。 (1)先端技術と国際的なコンテンツビジネスの高度な専門知識を有し、実社会で研究成果を活用できるプロデューサー (2)デジタルコンテンツ創造に関する高度な人材養成プログラムを構築できる指導的教育者 (3)エンターテインメント技術の世界的水準の技術開発をクリエイターと共に行える技術開発者 (文部科学省)	

分野	4．人材育成を強化する (1)「コンテンツ人材(プロデューサーや創作者等のコンテンツに関係する人材)」を育成する
政策項目	) 2004年度も引き続き、資金調達から権利許諾、販売先の確保までを総合的にコーディネートできる「プロデュース機能」を備えた人材を育成するため、教育機関等との連携協力の下、経済産業省において2003年に策定した冊子「プロデューサー養成カリキュラム」等の使用や評価を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、社内研修等で必要に応じて「プロデューサー養成カリキュラム」を活用する。加えて、関係団体はカリキュラムをさらに発展させていくために指導マニュアルの整備、テキストの追加、情報の追加を行う。 ・ コンテンツプロデューサーテキストの各大学等の授業への提供(15～20の実施機関への提供)を図り、実施・評価を行い、更なるブラッシュアップを図る。(経済産業省)	

分野	4．人材育成を強化する (1)「コンテンツ人材(プロデューサーや創作者等のコンテンツに関係する人材)」を育成する
政策項目	) 2004年度に、創作者の技能向上のため、創作者に必要とされるスキルが体系化されたスキルマップ(技能案内図)の策定やスキルアップ(技能向上)を目指した教材等の作成を行い、それにより高度な人材養成に関する取組の支援を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、3DCG(コンピュータグラフィックス)のスキル向上を目指した取組を行う。また、スキルマップの整理については、3DCG以外の職種体系においても展開し、クリエイター人材の育成における職業的キャリアパスを提示する。 ・ コンテンツクリエイター人材の育成のために2003年に3DCG(コンピュータグラフィックス)のスキルマップ・教育カリキュラムが策定されたところであることを踏まえ、当該教育カリキュラムを使用した授業を行う等のモデル事業を実施し、3DCGのスキル向上を図るとともに、当該スキルマップで検証を行う。(経済産業省)	

分野	4．人材育成を強化する (1)「コンテンツ人材(プロデューサーや創作者等のコンテンツに関係する人材)」を育成する
政策項目	2004年度も引き続き、映画などの映像作品を制作するためのデジタル編集設備の効果的な活用及びそれに伴う人材養成の方策について調査研究を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - 日本経済団体連合会は、デジタル編集設備の整備充実に向けた施策を要望するほか、具体的なデジタル編集設備がIT投資促進税制の対象設備であることを明確化するように要望する。また、民間事業者はデジタル編集設備の効果的な活用に向けた取組を行う。 2004年度に「デジタル編集合成技術の調査研究」を委託実施し、映像素材を基に映画などの映像作品を創作するためのデジタル編集設備の効果的な活用及びそれに伴う人材養成の方策をまとめる。(文部科学省)	

分野	4．人材育成を強化する (2) 人材育成の諸事業への支援を行う
政策項目	2004年度も引き続き、情報通信に関する人材研修事業の一環として、放送番組などコンテンツ制作等の専門的な知識又は技術の向上を図るための研修事業に対する支援を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間情報通信事業者は、政府の支援を受けた研修事業を積極的に活用する。 ・ 情報通信人材研修事業を実施する者(第三セクター、公益法人等)を対象に、放送番組などコンテンツ制作等の専門的な知識又は技術の向上を図るための研修事業に必要な経費(設備整備費、講師謝金等)の一部を助成(原則として1件当たり500万円を上限)する。(総務省)	

分野	4．人材育成を強化する (2) 人材育成の諸事業への支援を行う
政策項目	）2003年に策定した人材育成のためのプログラムを効果的に活用することにより、教育機関の人的シーズとコンテンツ業界の人的ニーズとのマッチングが円滑に行われるよう、2004年度に、そのためのコーディネート機関設立に向けた取組を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会が関係団体とともに設立する「映像産業振興機構（仮称）」において、教育機関の人的シーズとコンテンツ業界の人的ニーズとのマッチングが円滑に行われるよう、フォーラムの実施、研究会の実施のほか、コンテストによるコンテンツの発掘、インターンシップの活用による人材の発掘を行う。 ・ 映像産業全体の振興に向け、教育機関の人的シーズとコンテンツ業界の人的ニーズとのマッチングが円滑に行われるよう、各種交流活動を支援するためのコンテンツ人材育成コーディネート事業(民間機関を想定)の設立支援に向けた、検討を開始する。(経済産業省)	

分野	4．人材育成を強化する (2) 人材育成の諸事業への支援を行う
政策項目	2004年度に、映画関係団体等が学校や制作現場などと連携して行う、制作現場における実践的な実習を支援し、専門性の高い職能人材の養成を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - 日本映画製作者連盟、日本映像職能連合会等の関係団体は、学校や製作現場と連携して実践の場を提供する人材育成事業を行った。結果を受けて、より効果的なインターンシップを実施するためにも3～6カ月の長期受け入れについて検討する。 「映画関係団体等の人材育成事業の支援」を実施し、映画製作を志す学生に、映画関係団体等が学校や製作現場と連携して実践の場を提供する人材育成事業に対して支援を行い、映画製作の各過程を担う専門性の高い職能人材の育成を図る。(文部科学省)	

分野	4．人材育成を強化する (3) 映像産業振興機関の設立を支援する
政策項目	2004年度、米国のA F I (American Film Institute) や英国のThe Film Councilのように、大学等の教育機関へのサポートなど、大学等との連携・協力を図りつつ映像産業全体の振興に向け制作助成等の諸事業を推進する民間機関の設立を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会は、関係団体とともに、映像に係る教育支援事業、制作助成事業等を一元的に推進する「映像産業振興機構（仮称）」を設立する。 ・ 日本経済団体連合会における映像産業振興機構に関する議論の進展を見守りつつ、要望等に対しては、関係省庁との連携協力の下、適切に対応する。（総務省、文部科学省、経済産業省）	

分野	5．コンテンツ関連技術の高度化を図る (1) メディア芸術に関する研究開発等を推進する
政策項目	）メディア芸術の高度化を支える先進的科学技术の創出に関する研究開発を科学技術振興機構における2004年度新規研究領域の一つとして設定し、2004年度にその取組を推進する。 < 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体は、デジタルメディアの普及に積極的に取り組むため、政府の施策を民間事業者に周知する。 ・ メディア芸術制作者に先進的な表現手法等を提供するとともに広く国民全般が容易にメディア芸術を制作し楽しむことを可能とするため、戦略目標として「メディア芸術の創造の高度化を支える先進的科学技术の創出」を設定し、科学技術振興機構において、戦略的創造研究推進事業の研究領域「デジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術」に対する課題を公募し、2004年度は9月に採択を行った。その結果、10月より採択された課題を実施している。本研究課題の公募は2004年度から2006年度までの3年間行い、1研究課題につき概ね5年間研究を実施する。(文部科学省)

分野	５．コンテンツ関連技術の高度化を図る （１）メディア芸術に関する研究開発等を推進する
政策項目	）実用的な意義が大きく、革新性の高い独創的な技術開発を推進するため、科学技術振興機構における研究課題の一つとして、文化財関係の公開・展示技術等を対象分野とし、２００４年度にその取組を推進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、デジタルメディアの普及に積極的に取り組むため、政府の施策を民間事業者に周知する。 ・ 革新技術開発研究事業（科学技術振興機構）において、公募対象分野のうち「その他革新技術」において、心豊かな社会の構築に関する課題として、文化資源の保存・活用・創造に関する研究開発課題を含めて、２００４年度を始期とする２年度または３年度の研究計画を民間企業から公募を行い、２００４年８月に課題名「三次元情報解析技術等の応用による文化財建造物保存・修理の高度支援システムの開発」を採択、２００４年９月より研究を開始。（文部科学省）	

分野	５．コンテンツ関連技術の高度化を図る （２）コンテンツのデジタル化を促進する
政策項目	２００４年度中に、産学官の有識者が参加する「デジタルシネマ推進フォーラム（仮称）」を設置するなど、欧米の取組状況も参考にしながら、デジタルシネマの普及拡大に向けた諸課題（技術標準の在り方、設備機器の導入等）に関する総合的な検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 - デジタルコンテンツ協会及び関係民間事業者は、関係省庁と連携し、「デジタルコンテンツ地域上映事業の調査研究(みんなのムービー)」の成果を踏まえて、デジタルシネマの普及拡大に向けた諸課題の検討を行う。 ２００４年５月に設立された「デジタルシネマ実験推進協議会」との連携により、民間企業等におけるデジタルシネマの流通基盤技術の確立に向けた検討を促進する。（総務省） - 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」において、課題を公募、採択（２００４年５月）し、２００４年度から３年計画で、ＨＤ（高精細＝ハイビジョン）レベルの画面構成・色彩空間構造及び色補正に関わる変換式を研究し、標準化すべき仕様とその最適要素値を決定、導出する。また、劇場から携帯端末までのすべてのレベルでの端末で上映するためのスケラブル化に必要な符号化技術や伝送・蓄積送技術、著作権管理のためのメタデータ群の標準化すべき仕様の導出、デジタルシネマ制作における各工程管理情報及び管理様式標準化の検討、デジタルシネマ最適上映環境、簡単化制作環境の実証実験に必要なツールの研究開発を行い、普及促進に務める。 - 関係省庁等における取組について、適切に協力する。（文部科学省） ２００４年６月に産学官の有識者が参加する「デジタルシネマ推進フォーラム」を設置し、欧米や中国等の取組状況も参考にしながら、デジタルシネマの普及拡大策に関する総合的な検討を行う。（経済産業省） ２００５年度 - 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。（経済産業省）	

分野	５．コンテンツ関連技術の高度化を図る （３）デジタルアーカイブ化に必要な技術基盤の研究開発を行う
政策項目	２００４年度中に、教育、文化や芸術分野における知的資産の電子的な保存や活用など（デジタルアーカイブ化）に必要なソフトウェア技術基盤の構築のための研究開発を開始する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、デジタル・アーカイブ化に関する検討を推進する。デジタルコンテンツ協会は、これまでの高精細映像による地域アーカイブ制作への支援等の実績を踏まえて、デジタルアーカイブ化及びその利活用を推進する。 ・ 「知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築」事業において、大型有形文化財や無形文化財について、可能な限り自動的かつ高精度にデジタル・アーカイブ化するためのソフトウェア技術、及びユビキタス技術の特性を活かした総合的な教育機関向けのデジタル・アーカイブ利用システムに関する研究開発を行う。本事業の実施に際し、研究開発課題を公募の上選定し、研究開発を開始した。研究開発にあたり、研究代表者、外部有識者等から構成される実施委員会において、各課題の進捗管理と研究開発のレビューを行う。（文部科学省）	

分野	５．コンテンツ関連技術の高度化を図る （４）ハイビジョン技術の研究開発に対する支援等を行う
政策項目	２００４年度も引き続き、映像技術の高度化を図る観点から、高精細度画像関連技術の研究開発を支援するとともに、ハイビジョン技術の海外への普及を促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間事業者は、高精細度画像関連技術の研究開発を推進する。 ・ 高精細な立体・臨場感のある多彩な映像を簡便な方法で部品化し、その映像を活用して実写映像と違和感なく合成することを可能にする高精細・立体・臨場感コンテンツ技術の研究開発を継続実施する。 ・ より高精細な映像信号にも対応可能で、迅速・安価に機能の高度化が図れるソフトウェア符号化技術の研究開発を実施する。 ・ 政府間協議等の場を利用して、ハイビジョン放送を中心としたデジタル放送の国際的な普及を働きかける。（総務省）	

分野	6．人材の発掘と顕彰を実施する (1) 有能な人材を発掘する
政策項目	2004年度も引き続き、類稀なる才能をもった「埋もれた宝」を発掘し、我が国の「コンテンツ人材」の層を厚くするとともに、斬新かつ優れたコンテンツを供給できるよう、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、多様な取組を通じて、優れたコンテンツの提供に努めるとともに国内外の映画祭に積極的に参加し、日本の作品のアピールに努めるべく、国際展開に必要な人材の育成、発掘、支援体制の整備に取り組む。 ・ デジタルメディア協会が主催するAMDアワードや、全日本テレビ製作社連盟主催のATP賞を後援するとともに、総務大臣賞を授与する。(総務省) ・ 優れたアニメーションやデジタルアート等の新しいメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「メディア芸術祭」を開催する。 ・ 優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施する。 ・ 日本映画がより多くの上映機会に恵まれ、海外にも市場が広がるよう、国内における映画祭支援や海外映画祭への出品、メディア芸術祭への参加等を支援する。(文部科学省) ・ 優秀な才能の発掘を図るため、コンテンツクリエイターの選考会を実施する。2003年に策定されたスキルマップ等を活用して、選考されたクリエイターの作品の制作についてフォローアップを行うことで、クリエイターの能力の更なる向上を図る。(経済産業省)	

分野	6．人材の発掘と顕彰を実施する (2) 優れた業績をあげた人材を顕彰する
政策項目	2004年度も引き続き、コンテンツビジネスに携わる人材の社会的認知の向上を図り、才能溢れる人材をこの分野に惹きつけることができるよう、優れた業績を残した人材を顕彰する取組を幅広く支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会は、東京国際映画祭の後援をするなど、コンテンツビジネスに関して優れた業績を残した人材を顕彰することにつき、支援をする。 ・ デジタルメディア協会が主催するAMDアワードや、全日本テレビ製作社連盟主催のATP賞を後援するとともに、総務大臣賞を授与する。(総務省) ・ 優れたアニメーションやデジタルアート等の新しいメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「メディア芸術祭」を開催する。 ・ 優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施する。(文部科学省) ・ 優秀な才能の発掘を図るため、コンテンツクリエイターの選考会を実施し、優れた作品に対して表彰を行うとともに、選考されたクリエイターに対する作品制作のフォローアップを行う。(経済産業省)	

分野	7．教育や啓発の充実に努める (1) 子供への普及啓発を図る
政策項目	2004年度も引き続き、子供がコンテンツの持つ魅力や素晴らしさを享受できるよう、学校等の自主的な取組等により、映画や演劇等を鑑賞する機会の拡大を図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会が関係団体とともに設立する「映像産業振興機構（仮称）」において、良質なコンテンツを視聴する機会を増やし、わが国芸術文化の向上に資する観点からの取組を行う。 ・ 映画を映画館で鑑賞する機会が減少している子どもたちに、映画館等における鑑賞機会を提供し、子どもたちに映画に対する興味を持たせ、映画を愛する心を育てる「子どもの映画鑑賞普及事業」の実施を通じて、映画館等における映画の鑑賞機会の拡充に関する自主的な取組を奨励する。（文部科学省）	

分野	7．教育や啓発の充実に努める (2) コンテンツに関するルール及びモラルの向上を図る
政策項目	国民生活においてコンテンツは不可欠なものになってきていることにかんがみ、コンテンツの制作や利用等に関するルールの認知及びモラルの向上を図るべく、2004年度も引き続き、著作権に関する教育の充実に努めるとともに、一層の啓発に努める。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体は、コンテンツの制作や利用等に関するルールの認知及びモラルの向上を図るため、青少年啓発活動を推進する。 ・ 国民を対象とした著作権講習会の開催、著作権に関するあらゆる質問に答える「著作権なんでも質問教室（仮称）」の構築を行うとともに、学校での著作権教育を支援するため、教材の開発・提供、著作権教育研究協力校による著作権教育の研究開発を実施する。 ・ 新しい学習指導要領(平成14年度より段階的に実施)において、中学校「技術・家庭科」の「情報とコンピュータ」及び高等学校の普通教科「情報」で子どもたちの情報活用能力の育成に当たっては、著作権への配慮について取り扱うこととされており、各学校においてこのような教育が推進されるよう努める。 ・ 社会教育主事や視聴覚教育関係者等に対しても情報リテラシーの育成を図る研修会を実施するなかで、情報モラルの啓発にも努める。また、当該研修講座をエル・ネット(教育情報衛星ネットワーク)で全国に発信する。(文部科学省)	

分野	7．教育や啓発の充実に努める (3) 東京国立近代美術館フィルムセンターの充実を図る
政策項目	映像コンテンツ制作の環境整備を一層促進するため、フィルムセンターにおける映像コンテンツの保存機能、普及や上映機能の充実を図るとともに、新たに人材養成機能や製作支援機能を付加することについて引き続き検討を行い、2004年度中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会が関係団体とともに設立する「映像産業振興機構（仮称）」において、映像産業に関する人材育成機能・制作支援機能・アーカイブ機能を有機的に連携させるべく取り組む。その一環として、東京国立近代美術館フィルムセンターとの実効性ある連携を検討する。 ・ 東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集・保存等の事業を実施する。 ・ また、フィルムセンターの機能の一層の充実策などについては、有識者の協力を得て9月に取りまとめられた「フィルムセンターの在り方に関する検討会」報告を受け、引き続き適切に取り組む。（文部科学省）	

分野	7．教育や啓発の充実に努める (4)文化遺産に関するコンテンツの作成や流通を推進する
政策項目	2004年度も引き続き、文化遺産のオンライン構想を推進することにより、情報通信技術を活用して有形及び無形の貴重な文化遺産を幅広く公開や活用ができるよう、そのためのシステム構築など所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ C C D (デジタル時代の著作権協議会)は、各権利者団体等の意見を集約し、メタデータ(コンテンツの属性情報)の整備を図る上での課題等を整理する。 ・ 博物館・美術館等が保有する文化遺産のデジタルコンテンツについて、ネットワーク上で一元的に検索・閲覧・利活用等を行うためのメタデータ(コンテンツの属性情報)の統一性の確保を図ること等を目的とした実証実験を行う。(総務省) ・ 博物館、美術館等におけるデジタルアーカイブ化を促すとともに、文化遺産情報のポータルサイトである「文化遺産オンライン(試験公開版)」を整備し、また、海外へ向けた機能強化等について検討を行う。 ・ 引き続き、2006年度に1,000館程度の博物館・美術館等の参加が実現できるよう、全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする文化遺産の情報を集約化して国内外に発信する。(文部科学省)	

分野	８．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る (１) 日本貿易振興機構(ＪＥＴＲＯ)、日本貿易保険(ＮＥＸＩ)等を通じた海外展開を支援する
政策項目	) ２００４年度も引き続き、コンテンツ海外流通促進機構への支援、海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援等を行うことにより、コンテンツ産業の海外市場への進出を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間事業者は、積極的にわが国のコンテンツを海外でアピールし、海外進出を行う。 ・ 国際交流基金を通じ、海外の日本映画祭や国際映画祭における日本映画上映事業に対し、国際交流基金本部・在外フィルムライブラリー所蔵の字幕付きフィルムの提供などを行うことにより、映像を介した対日理解の促進を図る。 ・ 国際交流基金を通じ、ＪＥＴＲＯなどと協力してトロント国際映画祭などにおいて日本の映画等の情報提供を行う。(外務省) ・ 海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、外国語字幕の制作や製作者の渡航費等に係る経費の負担を通じて出品等を支援する。また、我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供する。(文部科学省) ・ コンテンツ海外流通促進機構事務局をＪＥＴＲＯに移管し、産業界からの意見の一元化を図るとともに、アジア地域主要都市におけるＪＥＴＲＯ海外事務所を活用し、海賊版対策に係る専門家を常駐させ、情報収集・発信、海賊版侵害調査等のビジネス相談窓口としての機能強化を図る。 ・ ＪＥＴＲＯ等のスキームを活用しつつ、カンヌ映画見本市をはじめとする国際的に影響力の高い見本市に対する出展支援を拡充する。(経済産業省)	

分野	８．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る (１) 日本貿易振興機構(ＪＥＴＲＯ)、日本貿易保険(ＮＥＸＩ)等を通じた海外展開を支援する
政策項目	) ２００４年度も引き続き、ＪＥＴＲＯによる海外市場調査など公的機関の情報収集機能を強化するとともに、映画、放送番組、アニメ、音楽、ゲームソフト等のコンテンツ関連企業が海外進出する上で留意すべき事項(判例や規制等)をまとめたハンドブックを作成するなど、必要な情報提供を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間事業者は、侵害の実態を政府に示すとともに、民間関係団体、民間事業者のいずれの立場からも権利救済に向けて断固とした対応をとる。 ・ 放送番組の国際流通状況の現状や課題についての検討を行い、関係者への情報提供を行う。(総務省) ・ 国際交流基金を通じ、日本の出版物の翻訳出版、著作本ビジネスなどについて簡便に解説した小冊子を発行。(外務省) ・ 文化庁と著作権関係団体等が連携・協力し、我が国権利者が、侵害発生国で権利行使を行う際の即戦力となる、侵害発生国の実態を踏まえたハンドブックを作成する。２００４年度は中国を対象国とする予定。(文部科学省) ・ ２００４年度は、アジア地域主要都市のＪＥＴＲＯ海外事務所を活用し、海賊版対策に係る専門家を常駐させるとともに、情報収集・発信、海外市場調査等を行い、ビジネス相談窓口としての機能強化を図り、関係者への情報提供を行う。(経済産業省)	

分野	8．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る (1) 日本貿易振興機構 (JETRO)、日本貿易保険 (NEXI) 等を通じた海外展開を支援する
政策項目	) コンテンツ事業の多面的な海外展開を促進するため、映像コンテンツ分野を中心として、様々な媒体を活用した海外流通チャネルの多様化に向けたモデル事業を2004年度中に実施する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、コンテンツ事業の海外展開に向けた課題を関係省庁における検討の場に提供する。 ・ コンテンツの海外展開を促進するため、先進的な海外流通モデルを検討するとともに実証実験を行い、ビジネス上の課題、制度的諸課題を洗い出し、海外展開に係る情報の蓄積、ビジネスモデルの検証を行う。(経済産業省)	

分野	8．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る (1) 日本貿易振興機構 (JETRO)、日本貿易保険 (NEXI) 等を通じた海外展開を支援する
政策項目	) 海外においてコンテンツビジネスを展開するためには、知的財産に関する保険の充実が不可欠である。このため、2004年度も引き続き、海外でのライセンス活動についてリスクを補填するNEXIの「知的財産権等ライセンス保険」の利用を促進するとともに、訴訟の当事者となった場合に訴訟費用 (弁護士費用を含む) の一部を補填する保険組成の在り方について、2004年度から検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体は、海外でのライセンス活動についてリスクを補填するNEXIの「知的財産権等ライセンス保険」の利用促進のため、関係者に周知する。 ・ これまで貿易保険とは接点の少なかった顧客に対しても営業活動のスコープを拡げ、引き続き「知的財産権等ライセンス保険」の利用を促進する。 ・ コンテンツ事業者のニーズ等を踏まえ、訴訟の当事者となった場合に訴訟費用 (弁護士費用を含む。) の一部を補填する保険組成の在り方について検討する。(経済産業省) 2005年度 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。(経済産業省)	

分野	8 . 海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る (2) 東京国際映画祭の抜本的な強化を図る
政策項目	東京国際映画祭が3大国際映画祭に比肩する高い国際評価を得ることができるよう、2004年度に、映画祭にマーケット機能を付与してその場での商取引を可能にすることを支援するとともに、開催時期に合わせ地域映画の上映やシンポジウムなど映画関連の各種イベントを集中して実施することを支援するほか、ゲーム、音楽その他のコンテンツ関連イベントも併せて開催することを支援することで、東京国際映画祭の抜本的な強化を図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会は、東京国際映画祭を後援するほか、関連イベントへの支援などを積極的に行う。民間事業者は関連イベントに積極的に参加する。 ・ 引き続き、東京国際映画祭に対する財政支援を行うとともに、開催期間に合わせて地域映画の特集上映や文化庁映画賞贈呈式等の文化庁主催の映画関係事業を実施する。(文部科学省) ・ 東京国際映画祭期間中に、六本木及び幕張に映画、テレビ、アニメ、コミック、キャラクター商品等を対象としたコンテンツマーケットを併設した。また、国内はもとよりアジアを中心として、海外のセラー、バイヤーを招聘し、我が国コンテンツのPR強化、取引の活性化を図り、アジア最大のマーケットの確立を図る。加えて、毎年実施している日中韓コンテンツ産業フォーラムなどの枠組みを活用して産業交流支援を実施した。(経済産業省)	

分野	8 . 海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る (3) 国際交流によるジャパンプランドの発信強化を図る
政策項目	) 2 0 0 4 年度に、我が国において海外映画制作が行われることによる経済波及効果や国際マーケットへの進出の観点から、海外諸国との合作協定や交流促進協定（相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等）締結の促進、創作者等の国際交流を行うなど国際共同制作を促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2 0 0 4 年度 ・ 日本経済団体連合会が関係団体とともに設立する「映像産業振興機構（仮称）」において、海外諸国との合作協定や交流促進協定の締結を積極的に支援する。併せて共同制作を行うテーマ等について検討する機会を設けることを検討する。 ・ 東京国際映画祭開催時に、東南アジアの映画関係者をグループ招聘し、映画祭を見学や、日本の映画関係者との交流を促進する。（外務省） ・ 海外映画祭への出品等支援や海外のメディア芸術祭への参加等の支援、新進芸術家の海外留学の支援などを通じて、国際交流を推進する。（文部科学省） ・ 海外との共同製作を促進させるため、国内外における見本市等において我が国コンテンツのPR活動による基盤整備を図る。また仏国のCNC（国立映画センター）と我が国の関係団体における映画共同製作の促進を目的とした協力合意書の締結に向けた調整を行う。（外務省、経済産業省）	

分野	8．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る (3) 国際交流によるジャパンプランドの発信強化を図る
政策項目	) 日本の漫画やアニメ等の貴重な資料の散逸を防ぐとともに、海外からの視察者等への一元的な情報提供の場を確保する観点から、2004年度中に、漫画やアニメ関係資料の収集保存の在り方を検討する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本動画協会をはじめとする関係団体は、漫画やアニメ関係資料の収集保存の重要性について周知する。 ・ これらの関係資料の収集保存の状況や課題等について、関係者からヒアリング等を通じて把握するとともに、必要に応じ検討する。(文部科学省) 2005年度 検討を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講ずる。(文部科学省)	

分野	８．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る （３）国際交流によるジャパンプランドの発信強化を図る
政策項目	）我が国のコンテンツをいかして国家イメージを向上させるため、国際交流基金、ＯＤＡ等を通じた我が国コンテンツの海外発信支援について、２００４年度も引き続き推進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本映画製作者連盟をはじめとする民間関係団体、民間事業者は、東京国際映画祭及び東京国際エンタテインメントマーケット２００４、その他国内外で行われる映画祭・フィルムマーケット等において、わが国コンテンツを世界にアピールする。日本経済団体連合会では東京国際映画祭及び東京国際エンタテインメントマーケット２００４について後援する。 ・ 我が国の良質な放送番組の提供により、開発途上国の教育放送の発達・普及に貢献することを目的に、財団法人放送番組国際交流センターの行う開発途上国向け教育番組の外国語吹き替え事業を支援する。 ・ ２００４年度予算における、総務省の財団法人放送番組国際交流センターに対する支援（「政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金」）は、５１，０９７千円となっている。（総務省） ・ 在外公館による日本映画上映会を含む伝統・現代日本文化紹介事業の実施。 ・ 海外におけるアニメ・フェスティバル、国際映画祭に対する側面支援。 ・ 国際交流基金を通じて、我が国の伝統文化、ポップカルチャー、アニメ、テレビ番組、映画等を様々な方法で発信しながら、親日感の醸成に効果の高い事業を目指す。 ・ Web Japan ホームページ、印刷物及び映像による広報資料、在外公館における各種広報事業を通じて、日本事情についての広報の一環として、映画、音楽、アニメ等のコンテンツを海外に紹介。（外務省） ・ 海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、外国語字幕の制作や製作者の渡航費等に係る経費の負担を通じて出品等を支援する。また、我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供する。（文部科学省）	

- ・ 東京国際映画祭にマーケット機能を付与することにより、日本コンテンツの情報発信の核として確立するとともに、国際コンテンツ見本市への出展支援を拡充するなど、我が国コンテンツ産業の積極的情報発信を行い、日本ブランドの発信強化を図る。（経済産業省）

分野	８．海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る （４）我が国とＥＵとのワークショップを開催する
政策項目	コンテンツビジネスの一層の発展と国際交流による質の向上等を図るため、２００４年度にコンテンツビジネス振興に関する日・ＥＵワークショップを開催する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、知的財産権侵害への対応など、ＥＵ産業界との連携の可能性などを検討する。 ・ アジアにおける知財保護強化に向けたＥＵとの協力を推進する。 ・ コンテンツビジネスやソフト産業を振興するための改革等についての意見交換、日ＥＵコンテンツ産業間の提携に関する協議等を実施する。（外務省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (１) デジタル技術を活用した仲介システム開発及び実証実験を行う
政策項目	十分な上映機関のない地域において、デジタル映像技術を活用しつつ、新たな地域上映ルートを立ち上げるため、２００４年度も引き続き映画配給者と上映事業者との仲介及び各地域の公的施設等での上映実証実験を行い、２００５年度までにその実用化を図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 - デジタルコンテンツ協会及び民間関係団体は、映画配給者(コンテンツホルダー)と上映事業者間の仲介システムについて周知を図ると共にデジタルコンテンツ流通に関する合理的手法の確立に努める。 - 映画配給者と上映事業者間の仲介システム利用促進のためのＰＲ活動を行い、業界における認知及びデジタルコンテンツの浸透を図る。これとともに、本上映会を行う映画館等を活用し、仲介システムの課題等を検証する。また、有識者による検討会を開催し、仲介システムの実用化に向けての検討を行う。(経済産業省) ２００５年度 ２００４年度に引き続き、仲介システム上映実証実験を行うとともに、仲介システムの実用化に向け、２００４年度に引き続き有識者による検討会を開催し、既存の流通網と仲介システムの共存を図るための調整を行うとともに、業界に対し具体的なメリットを提示し、仲介システムの実用化を図る。(経済産業省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （２）コンテンツ流通市場を形成する
政策項目	コンテンツ制作者が多様な流通経路の中から選択的にコンテンツを発信できるよう、コンテンツの仲買機能を果たす「目利き役」が存在する流通市場の創設について、２００４年度も引き続き、海外における先進事例の調査研究等を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は映画評価システムの開発・改善など、リスク・リターン分析の精度を上げるための取組を行う。 ・ 海外における放送番組のシンジケーション市場等の現状や課題についての省内検討を行う。（総務省） ・ 海外における先進的な流通モデル等を参考に、コンテンツの海外展開流通実証実験を行い、ビジネス上の課題、制度的諸課題を洗い出し、海外展開に係る情報の蓄積、ビジネスモデルの検証を行い、流通市場の構造改革を図る。（経済産業省）	

分野	9．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (3) コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）コンテンツに係る権利を利用する者が迅速かつ簡便な方法でそれを検索できるよう、2004年度も引き続き、著作権クリアランスの仕組みの開発や実証を推進する。特に権利関係が複雑な映像コンテンツについては、2004年度中に、その権利や内容等の属性情報（メタデータ）に関するデータベースの整備推進に努める。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体、民間事業者は、コンテンツ流通のためのシステムにデータが集まりやすいように、課題を整理する。 ・ 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」において、権利関係が複雑なコンテンツの円滑な権利処理を実現するための汎用的なメタデータ体系の策定等を推進することにより、メタデータに関するデータベース構築を促進する。（総務省） ・ コンテンツ取引の事務的手続きをシステム化するEDI (Electronic Data Interchange：電子データ交換)システム（平成14年度開発事業）の普及を実施中。今年度以降も継続的に、取引のEDI化やメタデータの標準案勧告等の普及を図り、民間の取り組みを支援する。（経済産業省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （３）コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）各権利者団体や業界団体によるコンテンツＩＤを付与する取組や、コンテンツに係る権利情報の整備に関する取組に対して、２００４年度も引き続き、映画など映像素材に関する権利情報の集中管理等による安全かつ効率的な管理の観点から必要な支援を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 - デジタル時代の著作権協議会（ＣＣＤ）は、広く著作権団体の権利情報への共通ＩＤの付与に向けた検討を進める。 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」等において、汎用的なメタデータ体系の策定・実証等をデジタル時代の著作権協議会（ＣＣＤ）を含む幅広い民間関係者と協力して推進することにより、権利情報の整備等に係る関係者の取組を促進する。（総務省） - コンテンツに係る権利者情報のデータベース構築という課題に対し、関係権利者団体等からなるデジタル時代の著作権協議会（ＣＣＤ）が広く著作権団体における実施に向けて積極的に検討しているところであり、必要に応じ支援する。（文部科学省） - デジタル時代の著作権協議会（ＣＣＤ）等民間の取り組みを支援しつつ、民間によるコンテンツ取引メタデータの標準化案の勧告の普及活動の支援等、今年度も必要な施策を講じていく。（経済産業省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （３）コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）ユビキタスネットワーク社会においてデジタル放送やインターネットが連携するなどコンテンツの所在や流通手段が多様化する中、ユーザーが嗜好するコンテンツを誰でも簡単な操作により利用できる使いやすいユーザーインターフェイス環境の整備など、ブロードバンドネットワークにおけるコンテンツの円滑な利用を促進するためのコンテンツ流通技術の研究開発や関係者による実証を２００４年度も引き続き推進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会は、コンテンツ制作者・コンテンツ流通事業者・端末機器製造者などエンターテインメント関係者の連携を目指して懇談会を設置し、エンドユーザーがコンテンツ産業に期待する課題について検討する。 ・ 「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会 ＩＣＴ産業ＷＧ」における議論等を通じて、ユビキタスネット社会での誰もが使いやすいユーザーインターフェイス環境の実現に向けた検討を推進する。 ・ 「戦略的情報通信研究開発推進制度」等により、ブロードバンドネットワークにおけるコンテンツの円滑な利用を促進するためのコンテンツ流通技術の研究開発を推進する。（総務省） ２００５年度 ・ ユビキタスネット社会での誰もが使いやすいユーザーインターフェイス環境の実現に向けた検討の結論を得る。 ・ ブロードバンドネットワークにおけるコンテンツの円滑な利用を促進するためのコンテンツ流通技術の実証を実施する。（総務省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （３）コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）権利者、コンテンツの所有・管理者が安心してブロードバンドにコンテンツを提供できるよう、２００４年度も引き続き、「安全な利用専用端末（機器）」の機能に関する標準化を促す。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会は、コンテンツ制作者・コンテンツ流通事業者・端末機器製造者などエンターテインメント関係者の連携を目指して懇談会を設置し、他の事業者が端末機器製造者について期待する課題について整理する。 ・ 「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」において、受信設備に対するコンテンツの安全・確実かつ多様な流通を実現するためのメタデータ関連技術の標準化を促進する。（総務省） ・ コンテンツから端末機器まで一気通貫した情報家電の開発環境を整備し、コンテンツ事業者と消費者のニーズが合致したビジネスモデルの構築を図るため、多様なコンテンツを享受できるよう既存の映像受像器に対応したＳＴＢ(Set Top Box)の開発など、非ＰＣ端末について技術基盤等の実証実験を行う。（経済産業省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （３）コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）著作物の創作やその円滑な流通を促進させるため、２００４年度に、主として一般人同士の契約を対象として、契約内容の多様性にも配慮した標準著作権契約書式の在り方について研究するとともに、国民がインターネットを通じてそれを利用できるよう、標準著作権契約書作成システムを開発する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間事業者は、文部科学省における著作権契約書式についての研究会に協力するとともに、著作権契約書式が公表された後、それを周知する。 ・ 弁護士、学識経験者、企業の法務担当者等からなる「標準著作権契約書式に関する研究会」を本年５月から開催。主に著作物の利用許諾契約の場合を想定して、権利者、利用者双方をシステムの利用者とし、諸条件を設定することにより作成可能な著作権契約書式について研究するとともに、インターネットを通じて提供できるシステムを開発し、２００５年３月を目途に公表予定。（文部科学省）	

分野	9．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (3) コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）映画上映に係る簡便性や省力化等により、全国の公立文化施設や公民館など非映画館での映画上映が可能となるよう、2004年度も引き続き、映画のデジタル化に向けた取組を推進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - デジタルコンテンツ協会は、デジタルコンテンツの流通基盤システムの開発実証実験及び「デジタルコンテンツ地域上映事業の調査研究(みんなのムービー)」の実績を踏まえて、ブロードバンド等を活用した事業展開を推進する。 - 関係省庁等における取組について、適切に協力する。(文部科学省) - 映画の上映活動を非劇場において低リスクで実施できるよう、デジタルコンテンツを用いた製作者と施設保有者との仲介システムの利用促進を図り、上映活動の活性化を図る。また、仲介システムの利用による経営面での具体的な効果を示すとともに、デジタル機材導入促進を図るためのフォーラムやPR活動等を行う。(経済産業省) 2005年度 2004年度に引き続き、仲介システム上映実証実験を行うとともに、仲介システムの実用化に向け、2004年度に引き続き有識者による検討会を開催し、既存の流通網と仲介システムの共存を図るための調整を行うとともに、業界に対し具体的なメリットを提示し、仲介システムの実用化を図る。(経済産業省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (３) コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）コンテンツの配信、認証、課金、利益分配、違法コンテンツの流通管理までを権利者が総合的に管理や運用ができるよう、２００４年度も引き続き、各種情報技術を組み合わせた「コンテンツ流通管理システム」の開発を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会は、コンテンツ制作者・コンテンツ流通事業者・端末機器製造者などエンターテインメント関係者の連携を目指して懇談会を設置し、コンテンツホルダー・エンドユーザー双方にとって望ましいコンテンツ流通のあり方に向けた課題について検討する。 ・ 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」、「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」において、コンテンツの円滑な権利処理や安全・確実かつ多様な流通を実現するための環境整備を推進することにより、流通管理のためのシステムの開発を促進する。(総務省) ・ 新たな権利管理システムに対する民間の取り組み、コンテンツ取引のＥＤＩ化、コンテンツ管理情報の整備等を支援しつつ、必要な施策を講じていく。(経済産業省) ２００５年度 ・ 上記実証実験等の成果について周知・普及を図り、民間における実用化の取組に資する。(総務省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (３) コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）ブロードバンド、デジタルテレビなどの新たな流通媒体が登場し、それぞれの特性に応じたコンテンツの開発が必要であるとの観点から、２００４年度も引き続き、革新的技術の研究開発など事業者による自主的な取組を促進するとともに、著作権権利処理システム、大容量コンテンツの流通技術、個人間における適切なコンテンツ流通技術等のブロードバンド・コンテンツ流通技術に関する開発や実証実験を行い、２００５年度中の実用化を目指す。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間事業者は、革新的技術の研究開発などに積極的に取り組む。 ・ 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」、「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」において、著作権権利処理システム、大容量コンテンツの流通技術等に係る開発や実証実験を推進する。(総務省) ・ ２００３年度、利用権を基本とする柔軟な権利処理とコンテンツ流通を目標に、多機能ＩＣチップを応用した安全で多様な認証システムと流通システムに関する実証実験を行った。２００４年度以降、この多機能ＩＣチップ技術を用いた新たなコンテンツ流通に取り組む民間の取り組みを支援する。(経済産業省) ２００５年度 ・ 上記実証実験等の成果について周知・普及を図り、民間における実用化の取組に資する。(総務省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （３）コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）ユビキタス時代に向けて、コンテンツの権利を的確に保護しつつユーザーの利便性も確保し、家庭でダウンロードしたコンテンツを携帯電話に移動して視聴するなどの多彩なコンテンツ流通形態や利活用形態を可能とするコンテンツ流通の仕組みの構築を２００４年度以降図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会は、コンテンツ制作者・コンテンツ流通事業者・端末機器製造者などエンターテインメント関係者の連携を目指して懇談会を設置し、コンテンツホルダー・エンドユーザー双方にとって望ましいコンテンツ流通のあり方に向けた課題について検討する。 ・ 「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会 ＩＣＴ産業ＷＧ」における議論等を通じて、ユビキタス時代の多彩なコンテンツ流通形態や利活用形態を可能とするコンテンツ流通の仕組みの構築に向けた検討を行う。（総務省） ２００５年度 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。（総務省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （３）コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）より多くの地域における多様な作品の上映を可能とするため、２００４年度以降、映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者等との交流の場として、インターネット上に日本映画情報システムを設け、広く国内外への作品紹介を支援するとともに、上映事業者や映画祭主催者が上映事業や映画祭を企画する際の作品選定などに活用できるようにする。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間事業者は、「日本映画情報システム」に積極的に情報を提供しつつ、権利情報システム構築のための方策について検討を行う。 ・ 映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者等との交流の場として、インターネット上に「日本映画情報システム」を設ける。（文部科学省）	

分野	9．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (4) ビジネスモデルの開発を支援する
政策項目	著作権クリアランスの仕組みの開発や実証、ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発や実証を推進するとともに、コンテンツ保護や管理技術及びネットワーク環境に適合した契約システムを盛り込んだ新たなビジネスモデルの開発に向けた取組を2004年度も引き続き支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - デジタル時代の著作権協議会（CCD）は、広く著作権団体の権利情報への共通IDの付与に向けた検討を進める。 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」、「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」を推進するとともに、それらを通じて、コンテンツ流通ビジネスモデルの開発・検証に向けた取組を促進する。（総務省） 2003年度に実施した、全く新しいビジネスアイディアの創出を目指し「著作物の流通・契約システム研究会」の調査研究について、その報告書を公表するとともに、その研究成果をさらに普及するため、2004年6月に「コンテンツ流通促進シンポジウム」を開催。 - 映像等のコンテンツの創作に必要な資金を一般投資家を含め幅広い分野から調達するため、創作しようとするコンテンツに対する評価手法の確立など著作物の流通促進を目的とした調査研究を行う。（文部科学省） - 民間の新たな著作権権利処理システムに対する取り組みを支援することにより、新しいビジネスモデルが早期に立ち上がるよう図る。（経済産業省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (５) コンテンツ利用に係る関係者間の合意形成などを促進する
政策項目	）映画や放送番組などのコンテンツが、インターネット配信の手段により有効に活用されるよう、２００４年度も引き続き権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、法的・技術的環境の整備についても国際的な動向を踏まえつつ必要に応じ検討する。 また、こうしたコンテンツがブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送において有効に活用されるよう、２００４年度も引き続き権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向を踏まえつつ２００４年度に検討する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 - デジタル時代の著作権協議会（ＣＣＤ）や日本経済団体連合会のブロードバンドコンテンツ流通促進協議会は民間としてのコンテンツ流通に関する協議を進める。 - インターネット配信については、引き続きＷＩＰＯ著作権等常設委員会の議論に積極的に参加する。また、ブロードバンドサービスを利用した放送については、国際的な動向を調査するなど、関係省庁における検討に資する。（総務省） - インターネット配信については、利用者団体と権利者団体で行われている、関係者間協議が円滑に進むように情報提供などの支援を行う。 - 電気通信役務利用放送の著作権法上の位置付けについては、電気通信役務利用放送事業の市場の実態や、ＷＩＰＯにおける放送機関の保護に関する新条約（放送条約）の締結に向けた議論など国際的な動向を踏まえ、関係者の協力を得つつ、検討を行う。 - 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体	

的な検討を進めていく。(文部科学省)

- ・ デジタル時代の著作権協議会（ＣＣＤ）や日本経済団体連合会のブロードバンドコンテンツ流通促進協議会等民間の取り組みを支援しつつ、必要な施策を講じていく。(経済産業省)

分野	9．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (5) コンテンツ利用に係る関係者間の合意形成などを促進する
政策項目	) 新たな流通経路を活用したビジネス展開が阻害されることのないよう、契約内容に関し合意に至らなかった場合の解決手順について、協議や調整の場の提供、仲裁制度、裁定制度などの手段を柔軟に組み合わせる方向で検討を行い、2004年度中に結論を出す。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本経済団体連合会は、コンテンツ制作者・コンテンツ流通事業者・端末機器製造者などエンターテインメント関係者の連携を目指して懇談会を設置し、関係者が協議しやすいような環境を整備する。 ・ 契約内容に関し合意に至らなかった場合の解決手段等に関し検討する。(総務省) ・ 著作権に係る裁定制度の実態を踏まえ、著作権法改正の要否等について検討を行う。(経済産業省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （５）コンテンツ利用に係る関係者間の合意形成などを促進する
政策項目	）著作権者不明等により著作物の利用許諾契約が締結できない場合に、「著作物の裁定制度」が円滑に利用できるよう、手続きの見直しを行い、その利用マニュアルを２００４年度中に整備し、公表する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、「著作物の裁定制度」について、手続きの見直しに資するため、課題を整理し文部科学省に連絡する。 ・ 著作権者不明等により著作物の利用許諾契約が締結できない場合に、「著作物の裁定制度」を円滑に利用できるよう、手続きの見直しを行い、利用マニュアルを整備し、２００５年３月までに公表予定。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （６）既存のコンテンツの有効活用を図る
政策項目	）過去に放送された番組の二次利用に係る契約を促進する仕組みの構築に向けて、放送関係団体、実演家団体、レコード製作者団体などによる協議を引き続き促進し、２００４年度の早い時期に結論を得るとともに、具体的な問題の解決を得るため２００４年度以降引き続き関係者間の議論の促進を図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、「過去の放送番組の二次利用の促進に関する検討会」の検討結果を周知し、引き続きの検討に積極的に参加する。 ・ 放送局、番組製作者、権利者などからなる「過去の放送番組の二次利用の促進に関する検討会」の検討結果を６月にまとめた。１０月以降、引き続き、関係者間の議論の促進のため協議の場を提供する。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （６）既存のコンテンツの有効活用を図る
政策項目	）上記 ）に加え、過去に放送された番組の二次利用に係る契約を促進する仕組みの構築に向けて、２００４年度も引き続き、関係者による研究会の議論を併せて促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、「放送コンテンツのネットワーク流通に向けた権利クリアランスに関する研究会」における過去に放送された放送番組の二次利用に係る仕組みの構築に向けた議論に積極的に参画する。 ・ 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」の推進を通じて、「放送コンテンツのネットワーク流通に向けた権利クリアランスに関する研究会」における過去に放送された放送番組の二次利用に係る仕組みの構築に向けた議論を促進する。なお、研究会では、過去に放送された放送番組の二次利用に係る仕組みの構築に向けたメタデータ体系の検討やメタデータを活用した権利処理のあり方等について、２００４年度末に一定の結論を得る予定。（総務省）	

分野	9．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (6) 既存のコンテンツの有効活用を図る
政策項目	）既存の教育番組の二次利用を推進するため、2003年度に課題の抽出や調査等により検討を実施してきたが、2004年度も引き続き、NPOの活用も視野に入れつつ、教育現場における需要や利用形態を十分に踏まえ、番組保有事業者の保有の在り方について検討を行う。その上で、2005年度までに必要に応じ所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体は、既存の教育番組の二次利用を推進するための関係省庁における検討に協力する。 ・ 教育用メタデータに基づいて教育番組のブロードバンド配信など、教育用コンテンツの流通を促進するためのプラットフォームを構築した実証結果について周知・普及を図る。さらに、番組保有事業者の保有の在り方について検討を行う。(総務省) ・ 地上デジタルテレビ放送の開始の状況を受けた「教育における地上デジタルテレビ放送の活用に関する検討会」にて、教育番組の2次利用等に関しても検討を行ったところである。また、学校現場におけるテレビの利用実態等について調査を行い、その実態等を踏まえ、2005年度に講ずる所要の措置について検討を行う予定。(文部科学省) 2005年度 ・ 引き続き、教育用メタデータに基づいて教育番組のブロードバンド配信など、教育用コンテンツの流通を促進するためのプラットフォームを構築した実証結果について周知・普及を図る。さらに、番組保有事業者の保有の在り方について検討を行う。(総務省) ・ 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。(文部科学省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （７）青少年の健全育成への自主的な取組を奨励、支援する
政策項目	）一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、２００４年度に、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体等は、政府の支援を得て、コンテンツが青少年や社会に与える影響等について、調査をする。 ・ コンピュータソフトウェア倫理機構等の関係業界に対して、少年非行の実態、警察庁の有害コンテンツに対する取組等の情報提供を行い、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を支援する。 ・ 都道府県警察において、青少年がインターネット上の有害環境に触れないための青少年及び保護者に対する広報啓発を行うとともに、フィルタリングソフトの意義や活用方法について、ホームページ等を通じて積極的な周知を図る。（警察庁） ・ 複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが安心して安全に情報通信を利用できる環境を実現するため、映像コンテンツの光刺激等に対する生体安全技術等の研究開発を産学官連携により推進する。（総務省） ・ 昨今の青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、子供の情報活用能力等の育成や啓発活動を推進するため、子供を巡るメディアの実態や子供に与える影響等を把握する実態調査や意識調査及び海外の先進的事例に関する調査を実施する。（文部科学省） ・ 有害コンテンツを取り扱う各業者に対し、青少年への販売の自主規制等を求めるよう、関係団体等に対して通達等を行う。	

- ・ また、インターネット上の違法、有害情報を利用者が自主的に選別して閲覧不可とするフィルタリングソフトに関する委託調査を行い、その成果を主として学校等を対象として、インターネット上で無償で配布を行う。（経済産業省）

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (７) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励、支援する
政策項目	) ２００４年度も引き続き、青少年の健全育成に資するため、漫画、ＣＤ、ゲーム等の万引きを防止するための関係業界による自主的な取組を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本書店商業組合連合会はじめ民間関係団体は、政府・地方自治体の支援を受けつつ、万引きを防止するための自主的な取組を推進する。 ・ 関係業界に対して、万引きや少年非行の実態等の情報提供を行うなどして、万引きを防止するための関係業界による自主的な取組を支援する。 ・ 都道府県警察において、関係業界等に対して、万引き防止対策に関する情報提供を行うとともに、万引きを防止するための事業者向けの広報パンフレットを作成するなどして、関係業界による自主的な取組を支援する。(警察庁) ・ 書籍分野及びレコードＣＤ・映像ＤＶＤ分野において、販売記録の無い商品の識別等、万引き対策として期待されているＩＣタグ技術に関し、それぞれ業界の中心的な団体が連携して行う実証実験について支援を行う。(経済産業省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （８）コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発、普及を行う
政策項目	）自由に利用できる範囲等を権利者があらかじめ意思表示するシステムの普及拡大に向けて、２００４年度も引き続き、あらかじめ定められた範囲の利用を認める自由利用マークの普及に努めるとともに、このマークの定着状況や他の団体での同様の取組状況等を総合的に見極めた上で、権利者の多様な意思を詳細に表示できる標準的な意思表示システムについて、２００４年度以降必要に応じ検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度～２００６年度 ・ 民間関係団体は、「自由利用マーク」の普及・利用拡大に向けた政府の取組に協力する。 ・ ２００３年２月に策定した「自由利用マーク」の普及・利用拡大のため、国・地方公共団体、教育機関等へパンフレットの送付や各種著作権関係研修会等での説明等、積極的な広報活動や情報提供を充実。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (８)コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発、普及を行う
政策項目	) 利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、 2004年度も引き続き、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、2005年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 インターネット上において、利用者が違法・有害なコンテンツを事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の在り方について検討を行う。(総務省) 2005年度 ・ 民間関係団体は、総務省の検討結果を踏まえ、マーク制度の創設等について検討を行う。 ・ 2004年度の検討結果に、民間事業者の意見を踏まえた上でその結果を広く公開し、民間においてマーク制度が創設されるよう推進する。(総務省)	

分野	9．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (9) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 技術的側面からの保護を行う
政策項目	権利者がコンテンツから適切に利益の還元を受けることが可能となる技術の実用化を促進するため、2004年度も引き続き、電子透かし、権利管理システム(DRM: Digital Rights Management)、課金システムなどの技術開発や普及を促進するとともに、安全かつ多様な流通を実現するためのメタデータ(属性情報)フォーマットの標準化を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - デジタル時代の著作権協議会(CCD)は、広く著作権団体の権利者情報への共通IDの付与に向けた検討を進める。 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」、「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」において、コンテンツの円滑な権利処理や安全・確実かつ多様な流通を実現するためのメタデータフォーマットの標準化を促進する。(総務省) - セキュリティ技術の一つとして注目されている電子透かし技術の評価に関する研究を行い、当該技術の使いやすさを高めると共に、民間におけるメタデータ体系の標準化活動を今年度も引き続き支援する。(経済産業省)	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (９) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 権利の付与等により保護を行う
政策項目	) 例外的に無許諾でできる非営利・無料・無報酬の上映の限定 権利者に対価を還元させることを確保しつつ、「公衆向けビデオ上映会」を行える具体的な範囲を「学校における場合」などに限定することについて引き続き検討を行い、２００４年度以降著作権法の改正案を国会に提出する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、文化審議会著作権分科会における例外的に無許諾でできる非営利・無料・無報酬の上映の限定に関する検討に協力する。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (９) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 権利の付与等により保護を行う
政策項目	) 私的録音録画補償金制度 音楽ＣＤ複製機能を備えたパソコンや技術的保護手段を備えたＣＤなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている状況を踏まえ、関係者間で実態に適応した制度への見直しについて協議が進められているが、その結論を得て、２００４年度以降、必要に応じ同制度の改正を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本経済団体連合会は、コンテンツ制作者・コンテンツ流通事業者・端末機器製造者などエンターテインメント関係者の連携を目指して懇談会を設置し、エンドユーザーにとって望ましいコンテンツ流通のあり方に向けた課題について検討する。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （９）権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 権利の付与等により保護を行う
政策項目	）著作物等の保護期間 映画の著作物については、その保護期間が「公表後５０年」から「公表後７０年」に延長されたが、映画以外の著作物等に係る保護期間の在り方についても、関係者間協議の結論を得て、２００４年度以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、著作物等の保護期間について、関係者間協議に誠実に対応するとともに、文化審議会著作権分科会における検討に協力する。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (９) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 権利の付与等により保護を行う
政策項目	) ゲームソフト等の中古品流通の在り方 中古業者によりゲームソフト等が広範に取り扱われ、それが発売後間もない新盤市場に影響を及ぼしていると指摘されていることから、権利者への利益の還元の在り方について関係者間協議の結論を得て、消費者利益等の観点を含めて検討を行い、２００４年度以降必要に応じ、所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、ゲームソフト等の中古品流通の在り方について、関係者間協議に誠実に対応するとともに、文化審議会著作権分科会における検討に協力する。 ・ 日本経済団体連合会では、中古ゲームソフト問題に関する論点整理を行う。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (９) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 権利の付与等により保護を行う
政策項目	) 出版物に関する「版面権」 出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非に関する関係者間協議の結論を得て、２００４年度以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、出版物に関する「版面権」について、関係者間協議に誠実に対応するとともに、文化審議会著作権分科会における検討に協力する。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (９) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 権利の付与等により保護を行う
政策項目	）音楽レコードの還流防止 音楽レコードの還流防止に関する著作権法の改正案が ２００４年通常国会に提出されているところであり、同 改正法案が成立した場合には、これを円滑に実施すると ともに、法施行後一定期間後に、還流実態その他の実情 を調査の上必要に応じ所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本レコード協会など民間関係団体は、権利者の権利を適正に保護しつつ、消費者の利益を不当に害することなどがないように、改正法の趣旨の周知徹底に努める。 ・ 第１５９回通常国会で改正された著作権法について、施行後（２００５年１月１日～）、音楽レコードの還流防止措置が円滑に実施されるよう、関係者の意見も聴取しつつ、適切な対象期間を定めるとともに、要件の解釈の明確化と周知に努める。 ・ 法施行後、消費者の利益を不当に害すると認められるような事態が生じた場合には、還流実態など、その状況を調査・検証した上で、必要に応じ、所要の措置を講ずる。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (１０) 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大する
政策項目	技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理（アクセスコントロール）回避行為への刑事罰の導入、接続管理回避サービス（技術的保護を解除する特定情報（シリアルナンバー等）の公衆への提供など）、放送受信機器におけるコピー制御信号への無反応問題等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について２００４年度以降も引き続き検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大に関する関係省庁における検討に協力する。 ・ 放送受信機器におけるコピー制御信号の無反応機器への対応の在り方について、機器メーカー・視聴者・放送事業者・流通業者等を交え、２００４年度以降も引き続き検討。（総務省） ・ 関係省庁として、技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象の拡大の議論・動向を引き続き注視するとともに、必要な協議等に応じる。（法務省） ・ 放送受信機器におけるコピー制御信号への無反応問題等について、現行制度を踏まえつつ、問題点の範囲、想定される被害状況、将来の管理技術開発への影響、法規制による効果等につき、機器メーカー・放送事業者等を交え検討を行う。（経済産業省） ２００４年度～２００６年度 ・ アクセス権の創設、暗号解除権の創設、知覚行為をコントロールするための技術的保護手段の回避行為の禁止について、２００４年１月の「文化審議会著作権分科会報告書」を受け、ＷＩＰＯにおける放送機関の保護に関する新条約（放送条約）の締結に向けた議論など国際的動向を踏まえた検討を行う。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理	

を行うこととしており、同年 2 月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。(文部科学省)

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (１ １) 著作権法を簡素化する
政策項目	パソコンやインターネットの普及など「情報化」の進展に伴い、著作権に関する知識がすべての人々にとって不可欠なものになってきていることから、著作権法の規定が一般の人々にとってできるだけ分かりやすいものとなるよう、「権利の統合」など著作権法の規定ぶり（権利の拡大や縮小とは別に）について簡素化の可能性を引き続き検討し、２００５年度中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度～２００５年度 ・ 民間関係団体は、著作権法の簡素化に関する文化審議会著作権分科会における検討に協力する。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (１ ２) 権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意する
政策項目	コンテンツの保護を強化する一方で、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意することが必要であり、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から、著作権法の「権利制限規定」の在り方について、２００４年度に、検討を進める。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度～２００６年度 ・ 民間関係団体は、著作権法の「権利制限規定」の在り方に関する文化審議会著作権分科会における検討に協力する。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (１ ３) デジタル時代に対応した法制度の在り方について検討する
政策項目	音楽配信サービスの普及や技術的保護手段を備えたＣＤの商品化など、情報技術の進展によりコンテンツの多様な利用方法や記録機器及び記録媒体が出現している状況を踏まえ、今後さらに進むデジタル時代に対応した法制度の在り方について、２００４年度から検討を進める。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度～２００６年度 ・ 民間関係団体は、デジタル時代に対応した法制度の在り方に関する文化審議会著作権分科会における検討に協力する。 ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、２００５年１月までに、大局的・体系的な観点から「著作権法に係る検討事項（仮題）」の整理を行うこととしており、同年２月以降当該整理における優先度に応じて具体的な検討を進めていく。（文部科学省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する （１５）実演家の活動環境の整備を図る
政策項目	）プロダクション等に所属しない実演家等が、安全で安心して活動に取り組めるよう、実演家等の事故災害補償の在り方や労働契約によらない場合の出演契約の書面化の促進について検討した上、２００４年度以降必要に応じ所要の措置を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 日本芸能実演家団体協議会等の民間関係団体は、実演家等の活動環境の整備に向けた取組を行う。 ・ 実演家等の労働災害等の問題について、関係者の検討を促すとともに、関係団体からの情報収集や厚生労働省との相談を行う。（文部科学省） ・ 上記の関係者による検討に、必要なノウハウを提供するなどの形で、加わる。（厚生労働省）	

分野	９．ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する (１５) 実演家の活動環境の整備を図る
政策項目	) 子役が出演する演劇等において、子役が出演する公演時間の多様化について、２００４年度も引き続き検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 日本演劇興行協会など民間関係団体は、関係省庁における検討に協力する。 ・ 子役の心身の正常な発育に配慮しつつ、優れた実演家の育成や完成度の高い舞台公演が行われるよう、関係団体や厚生労働省と連携して取り組む。(文部科学省) ・ 義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後８時までから午後９時までに延長することを検討し、措置する。 ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。 (厚生労働省)	

分野	10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る (1) 地域におけるコンテンツの制作や活用を促進する
政策項目	地域におけるデジタルコンテンツの制作や流通等の取組を促進するため、2004年度についても地域の映像番組を制作、放送するケーブルテレビの番組制作施設等の整備を支援するとともに、地域映像コンテンツのアーカイブ化におけるケーブルテレビの役割について課題を整理、分析の上、必要な支援を検討する。また、2004年度に、全国的に先進的な事例の収集や分析を行い、地元自治体との連携など自主制作番組の充実策について、行政、関係業界、自治体等による支援の体制構築について検討する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間ケーブルテレビ事業者は、総務省の財政、税制上の支援を得て、地域コンテンツの制作、流通やケーブルテレビ施設の整備に取り組む。 ・ 2004年度調査研究や、業界団体と協力することにより、ケーブルテレビの地域に密着した自主放送番組（コミュニティチャンネル）等地域コンテンツの制作、流通に対する支援を検討する。 ・ 地域に密着した映像情報等を提供するケーブルテレビ施設の整備を支援する新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を引き続き実施する。（総務省） 2005年度 ・ 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。（総務省）	

分野	10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る (1) 地域におけるコンテンツの制作や活用を促進する
政策項目	地域における伝統・文化デジタルアーカイブの拡充やネットワークの利活用を推進するとともに、2004年度も引き続き、地域におけるデジタルコンテンツの制作や流通等の促進方策について検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体は、地域におけるデジタルコンテンツの制作や流通等の促進方策に関する関係省庁における検討に協力する。 ・ デジタルコンテンツ協会は、これまでの高精細映像による地域アーカイブ制作支援等の実績を踏まえて、デジタルアーカイブ化及びその利活用を推進する。 ・ 地域における文化遺産等のデジタルコンテンツのネットワーク上の利活用を促進するための実証実験を行うとともに、その制作や流通等の促進方策について検討を行う。(総務省) ・ 博物館、美術館等におけるデジタルアーカイブ化を促すとともに、文化遺産情報のポータルサイトである「文化遺産オンライン(試験公開版)」を整備し、また、海外へ向けた機能強化等について検討を行う。 ・ 引き続き、2006年度に1,000館程度の博物館・美術館等の参加が実現できるよう、全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする文化遺産の情報を集約化して国内外に発信する。(文部科学省) ・ 伝統・文化等の地域に特化したデジタルアーカイブによりその地域への集客交流サービス等についても促進するよう検討する。(経済産業省) 2005年度 ・ 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。(総務省、文部科学省、経済産業省)	

分野	10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る (1) 地域におけるコンテンツの制作や活用を促進する
政策項目	2004年度も引き続き、ホームページなどウェブ情報として存在する、散逸しやすい有用なデジタル情報のアーカイブ化や、その情報の利活用を促進するための技術や仕組みの構築及び実証を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - 映像産業振興機構はじめ民間関係団体は、総務省の実証実験の成果等について、必要に応じて周知を行う。 - 様々な主体によるウェブ情報のアーカイブ化とその横断的な利活用を可能とすることを目的として、収集・保存のためのメタデータの確立や、アーカイブ間の連携・横断検索のための技術の実証を行う。(総務省)	

分野	１０．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る （１）地域におけるコンテンツの制作や活用を促進する
政策項目	）コンテンツの制作を委託等するに当たり、当該コンテンツの有効な活用を促進するため、当該コンテンツに係る権利について、一定の場合には、受託者から譲り受けることができる（「コンテンツ版バイ・ドール」）制度を導入するコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案が２００４年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、地方公共団体においても自主的に適用できるよう、２００４年度中に各地方自治体に周知する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間関係団体は、「コンテンツ版バイ・ドール制度」を地方の関連団体にも周知するよう努める。 ・ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律が成立したことを受け、「コンテンツ版バイ・ドール制度」を地方公共団体においても自主的に適用できるよう、各地方公共団体への周知を推進する。（総務省）	

分野	10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る (2) フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する
政策項目	映像制作のロケーションについての手続きが円滑に進むよう、フィルムコミッションの要望も踏まえ特区制度も活用しつつ、2004年度中に全国の関係行政機関等に対し、映像制作及び道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働きかけを行うとともに、地域における大規模ロケーション施設や撮影所等の保有や活用の在り方について2004年度に検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 - 日本経済団体連合会が関係団体とともに設立する「映像産業振興機構（仮称）」において、関係地方自治体と協力し、フィルムコミッションと連携する。民間事業者は、地方文化の掘り起こし、地域経済の活性化のための情報発信の場を確立するために協力する。 - フィルムコミッションの行う各地でのロケーション誘致への取組を支援するため、都市再開発との連携の在り方や望ましい撮影環境について調査研究を行う。（文部科学省） - 現在、映画等を撮影できない公共施設等の開放に向けた検討を行うとともに、必要に応じ、関係府省等に対して働きかけを行う。加えて、各地方自治体や民間事業者等に対し、保有しているロケーション施設や撮影所を活用するため、製作者ニーズに沿うよう、特区制度や行政財産使用条例等についての情報提供等を行う。また、フィルムコミッションの意義を高め、有効に活用する事が可能となる人材育成のための施策を検討する。（経済産業省） - 映画ロケーション等に関する道路使用許可については、2004年2月27日の地域再生本部決定を受けて、3月18日付けで、都道府県警察に対して、地域活性化に資する映画ロケ等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るための通達を発出しており、引き続き、通達の趣旨に沿った運用がなされるよう配意する。（警察庁）	

2005年度

- ・ 検討等を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講ずる。(文部科学省、経済産業省)

分野	10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る (2) フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する
政策項目	日本映画の創造活動を活性化させるとともに、地域文化の振興に資するため、2004年度に、各地のフィルムコミッションが持っているロケーションに必要な情報をインターネット上に集約してデータベースを構築し、撮影関係者がより多くの場所で円滑に撮影を行うことを可能とする。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 全国フィルムコミッション連絡協議会は、データベースの構築に協力する。 ・ フィルムコミッションの行う各地でのロケーション誘致への取組を支援するため、全国の野外撮影地に関する情報データベースを構築する。(文部科学省)	

分野	10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る (3) 大規模な複合映画館の展開を支援する
政策項目	地域の実情やニーズに応じ、大規模な複合映画館を質的・量的に拡充することが可能となるよう、デジタルシネマの導入を含めた必要な施策について2004年度に検討を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、デジタル機器に関する設備投資減税(IT投資促進減税)を活用し、デジタル機器の導入を促進する。 ・ 関係省庁等における取組について、適切に協力する。(文部科学省) ・ 2004年6月に産学官の有識者が参加する「デジタルシネマ推進フォーラム」を設置し、欧米や中国等の取組状況も参考にしながら、デジタルシネマの普及拡大策に関する総合的な検討を行う。(経済産業省) 2005年度 ・ 検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。(経済産業省)	

分野	１０．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る （４）地域における「コンテンツ戦略」に関する取組を奨励、支援する
政策項目	）国民が地域に存在する有用なコンテンツを広く享受できるよう、２００４年度も引き続き、各地方公共団体における知的財産本部などの取組を推進するとともに、地域における優れたデジタルコンテンツへの顕彰制度を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > ２００４年度 ・ 民間事業者は、地域に根ざした企画を発掘し、優れたコンテンツを制作するように努める。 ・ 地域に根ざした優れたコンテンツを表彰しているデジタルメディア協会主催のAMDアワードを後援等する。（総務省） ・ 優れたアニメーションやデジタルアート等の新しいメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「メディア芸術祭」を開催する。 また、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施する。（文部科学省） ・ 東京映画祭に加え、各地のコンテンツに係るコンペティション・イベントについて、その役割、機能に係る調査を行い必要に応じ支援を行う。（経済産業省）	

分野	10．地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る (4) 地域における「コンテンツ戦略」に関する取組を奨励、支援する
政策項目	) 2004年度も引き続き、地域の魅力あるコンテンツの効果的な活用を通じた地域経済の活性化等を図る観点から、地方公共団体が自主的に行うコンテンツをいかした地域づくりやまちづくりのための戦略策定や実施に向けた取組の奨励を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間事業者は、コンテンツをいかした地域づくりやまちづくりに関する地方公共団体の取組に協力する。 ・ 東京国際映画祭に加え、各地のコンテンツに係るコンペティション・イベントについて、その役割、機能に係る調査を行い必要に応じ支援を行う。(経済産業省) ・ 地方公共団体の地域づくり・まちづくりについては、従前から自主的な取組の推進を行っていたところであるが、コンテンツをいかした地域づくり・まちづくりに対する取組についても一方策として奨励していく。(総務省)	

分野	12．コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案を的確に運用する
政策項目	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案が2004年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、同法案を的確に運用する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > 2004年度 ・ 民間関係団体、民間事業者は「コンテンツ版バイ・ドール制度」の活用のほか、法の趣旨を踏まえ、コンテンツ産業の振興に向けて取り組むとともに、さらなる課題の整理と必要な措置について政府に対して積極的に提言を行う。 ・ 「コンテンツ版バイ・ドール制度」の周知を進めるとともに、各省庁における取組状況の定期的な調査等を通じ、同制度の積極的な利用を推進する。 ・ 「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」の趣旨について各種会議や広報活動を通じ、周知する。（内閣官房） 2005年度 ・ 「コンテンツ版バイ・ドール制度」の積極的な利用を推進する。（内閣官房）	